

岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する基本計画  
第5次さんかくプランについて

答 申

令和4年2月2日



# 目次

<b>第1章 計画の策定にあたって</b> .....	<b>1</b>
1 計画の目的.....	2
2 計画の位置付け.....	3
3 計画期間.....	3
4 社会情勢等の変化.....	4
5 成果と課題.....	10
<b>第2章 計画の基本的な考え方</b> .....	<b>11</b>
1 計画の基本理念 ～岡山市のめざす男女共同参画社会～.....	11
2 重点的な取組.....	12
3 計画の体系図.....	13
4 数値目標及び成果指標一覧.....	15
5 推進体制と進行管理.....	18
<b>第3章 計画の内容</b> .....	<b>19</b>
基本理念Ⅰ 性別等にかかわらず、人権や個人の生き方が尊重される社会.....	19
基本目標1 男女共同参画についての理解の促進.....	19
基本目標2 固定的な性別役割分担意識の解消.....	27
基本理念Ⅱ 安心して暮らせる社会.....	32
基本目標3 生涯を通じた健康支援.....	32
基本目標4 困難を抱える女性への支援.....	38
基本目標5 災害対応における男女共同参画の促進.....	43
基本目標6 DVや性暴力・性犯罪の防止と被害者支援（DV対策基本計画）..	45
基本理念Ⅲ 能力を發揮し活躍できる社会（女性活躍推進計画）.....	53
基本目標7 ワーク・ライフ・バランスの推進.....	53
基本目標8 働く場における女性活躍の推進.....	60
基本目標9 政策・方針決定過程への女性の登用と参画拡大.....	66



# 第 1 章

## 計画の策定にあたって

本市は、平成13年6月に、性別にかかわらず市民一人ひとりの個性が輝く「住みよいまち、住みたいまち」の創造を目的とする「岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する条例」（以下「さんかく条例」という）を、市民との協働により制定しました。

その後、社会情勢の変化に対応して、平成31年4月1日の条例改正では、①女性活躍及びワーク・ライフ・バランス\*<sup>1</sup>の推進②自治組織等における男女共同参画の推進③性の多様性の尊重等を盛り込んで、男女共同参画社会の形成に向けて取組を進めています。

しかし、本市が令和2年度に実施した「男女共同参画に関する市民意識・実態調査」（以下「市民意識・実態調査」という）の結果においては、家庭・地域・社会における男女の固定的な性別役割分担意識はいまだに根強く残っており、解決しなければならない課題が多くあります。

また、新型コロナウイルス感染拡大によって、女性の非正規雇用労働者の失業や収入減、外出自粛や休校による家事・育児の負担増など女性に厳しい社会の現状が浮き彫りにされました。

今後、ますます少子高齢化による人口減少や人口構造の変化が進む中、豊かな市民生活や持続可能な地域社会の発展のためには、性別等にかかわらず誰もがその個性と能力を十分に発揮し望む生き方ができる男女共同参画社会の形成に向けて取り組み、さまざまな価値観や多様性を尊重する意識の醸成や、多様な生き方・働き方を選択できる社会環境の整備が必要です。

これらの課題を踏まえ、岡山市における男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に取り組む指針として、「第5次さんかくプラン」を策定しました。

\* 1 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）：仕事を持つ人が、やりがいを持って働きながら、家庭や地域においても充実した生活を送り、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じた多様な生き方が選択・実現できること。

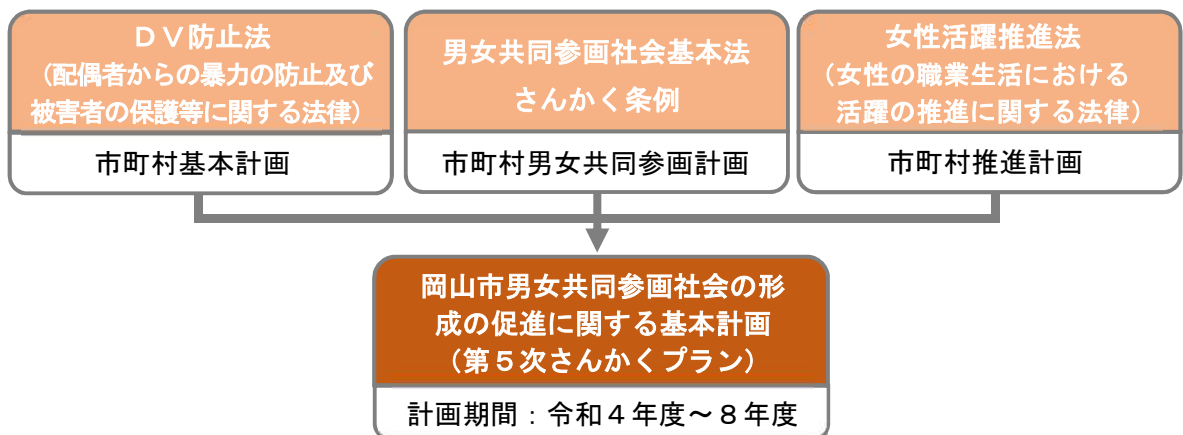
# 1 計画の目的

本計画は、男女共同参画社会の実現をめざし、「さんかく条例」に規定する7つの基本理念に基づき、本市の男女共同参画の推進に関する施策の方向性と内容を明らかにし、本市が取り組む施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として策定しました。

基本理念 (さんかく条例第3条抜粋)	(1) 全ての人が性別等を理由とする差別的取扱いを受けることなく、個人としての尊厳が重んぜられ、自分らしく輝くことができること。
	(2) 性別による固定的な役割分担意識が解消され、全ての人が個人としての能力を発揮する機会が確保され、自己の意思と責任により多様な生き方が選択できること。
	(3) 家族を構成する全ての人が、相互の協力及び社会の支援の下に、家事、子の養育、家族の介護等の家庭生活における活動とその他の活動とを両立できること。
	(4) 市における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に性別等にかかわらず、全ての人が共同して参画する機会が確保されること。
	(5) 全ての人が互いの性を理解し尊重するとともに、妊娠、出産その他の性と生殖に関する事項について自らの決定が尊重され、生涯を通じた健康に配慮されること。
	(6) 国際社会における取組と協調し、及び連携して行われること。
	(7) 市、市民、自治組織及び事業者が自らの責任を自覚し、教育を含むあらゆる場において主体的にその役割を果たすとともに、相互の創意工夫によって互いに協働して行われること。

## 2 計画の位置付け

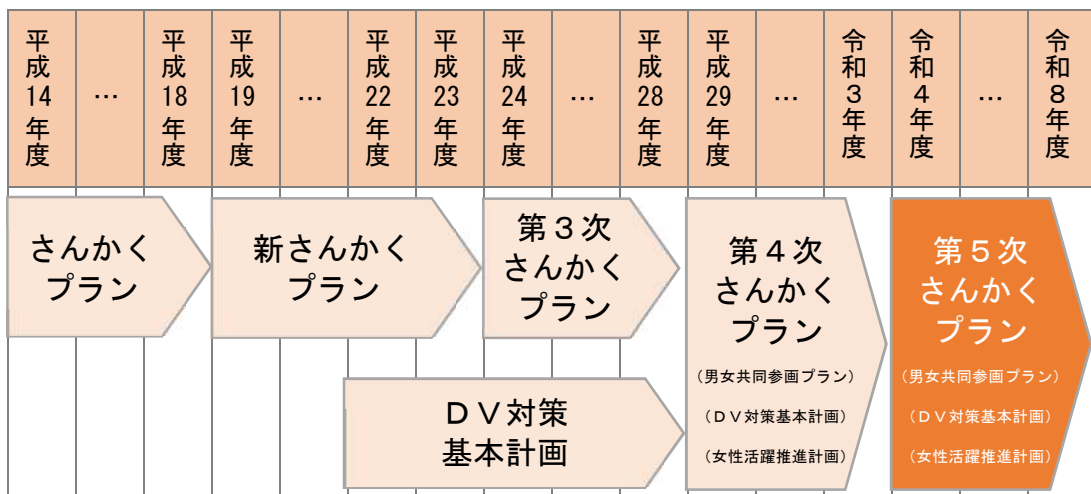
- 「男女共同参画社会基本法」（平成 11 年法律第 78 号）第 14 条第 3 項及び「さんかく条例」第 9 条に規定する基本計画として位置付けます。
- 本計画のうち「基本目標 6」は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（平成 13 年法律第 31 号）第 2 条の 3 第 3 項に基づく「市町村基本計画」に該当します。
- 本計画のうち「基本目標 7～9」は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成 27 年法律第 64 号）第 6 条第 2 項に基づく「市町村推進計画」に該当します。
- 上位計画である「岡山市第六次総合計画」との整合性を図り、市政のあらゆる分野の施策の推進にあたり、男女共同参画の視点を生かします。



## 3 計画期間

本計画の期間は令和 4 年度から令和 8 年度までの 5 か年とします。

なお、社会情勢の変化への対応や計画の進捗状況の反映など、必要に応じて計画の見直しを行います。

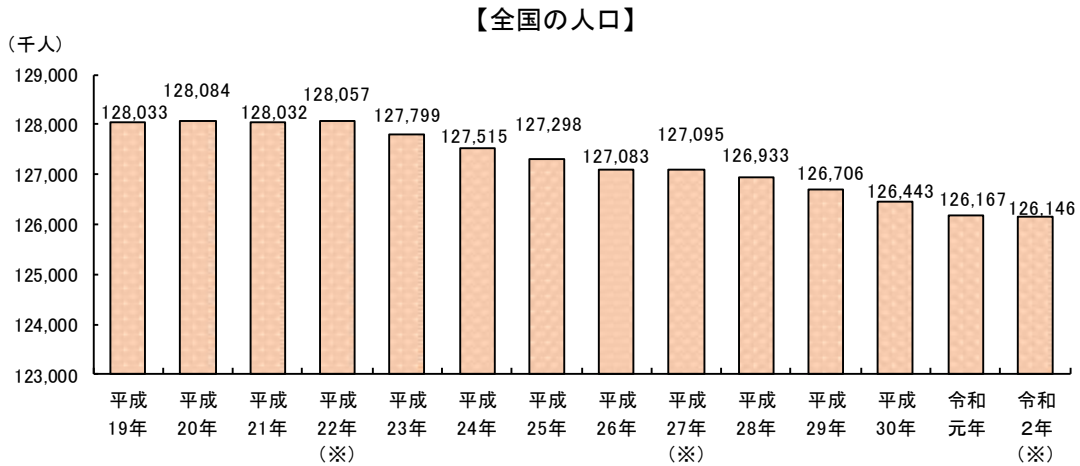


## 4 社会情勢等の変化

### (1) 人口減少と少子高齢化の進展

#### ① 全国の人口の推移

全国の人口は、平成23年以降減少傾向にあり、令和2年には126,146千人となっています。

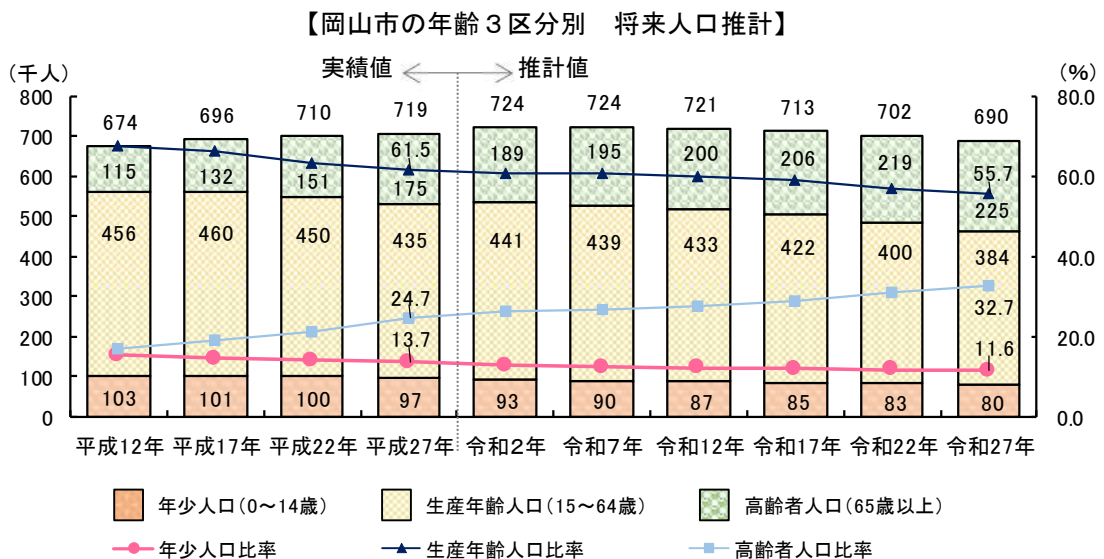


資料：人口推計（各年10月1日現在）

(※)は国勢調査

#### ② 岡山市の年齢3区分別人口の推移

本市の年齢3区分別人口の推移をみると、年少人口（0～14歳）は年々減少している一方で、高齢者人口（65歳以上）は年々増加し、高齢化率は令和27年で、32.7%となる見込みとなっています。



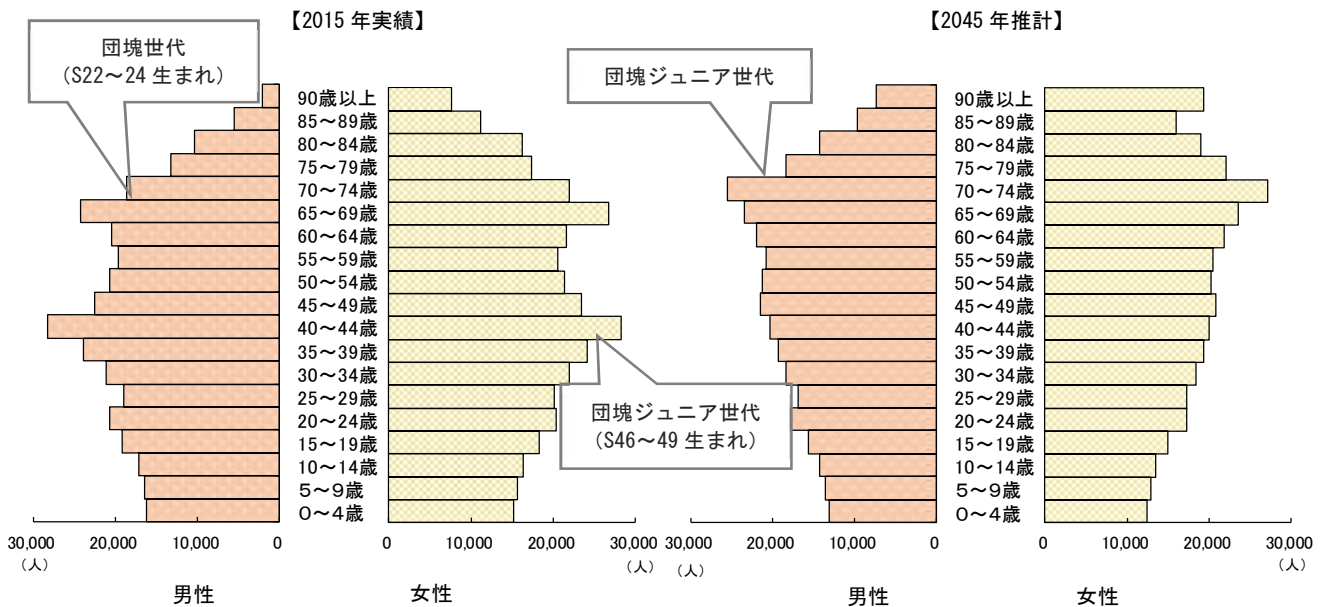
注) 年齢3区分別の実績値には年齢不詳を含まないため、総数と年齢3区分別の値の合計は一致しない。  
実績値：国勢調査、推計値：岡山市

### ③ 岡山市の年齢別人口の現状と変化

2015（平成27）年と2045（令和27）年の岡山市の人口構成の予測を比較した場合、2015（平成27）年では40～44歳のいわゆる団塊ジュニア（第2次ベビーブーム）と呼ばれる年齢層での人口が男女とも最も多く、次いで65～69歳のいわゆる団塊の世代（第1次ベビーブーム）と呼ばれる年齢層が多い、「ひょうたん型」となっています。

一方、2045（令和27）年では、人口のピークとなる年齢層が高齢側にシフトする「逆ピラミッド型」に移行する見込みとなっています。

【岡山市の年齢別人口（人口ピラミッド）】

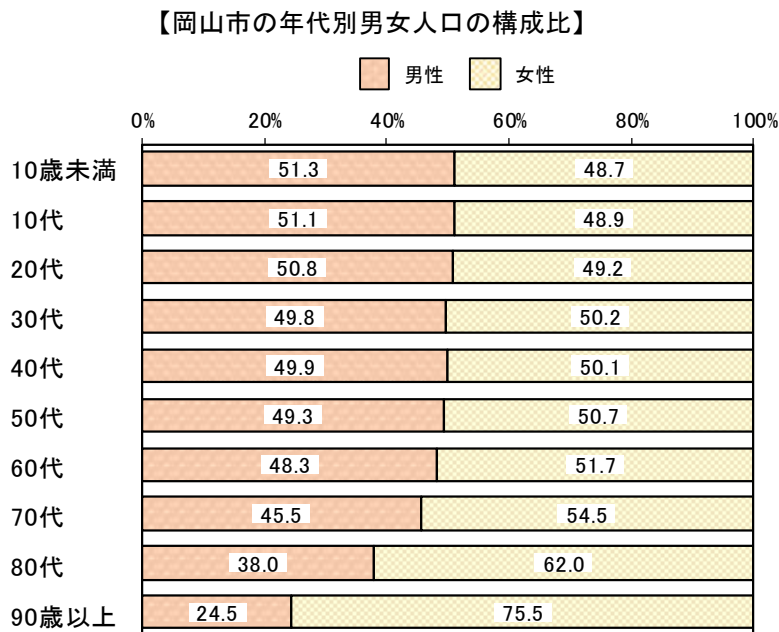


実績値：国勢調査、推計値：岡山市



④ 岡山市の年代別男女人口の構成比

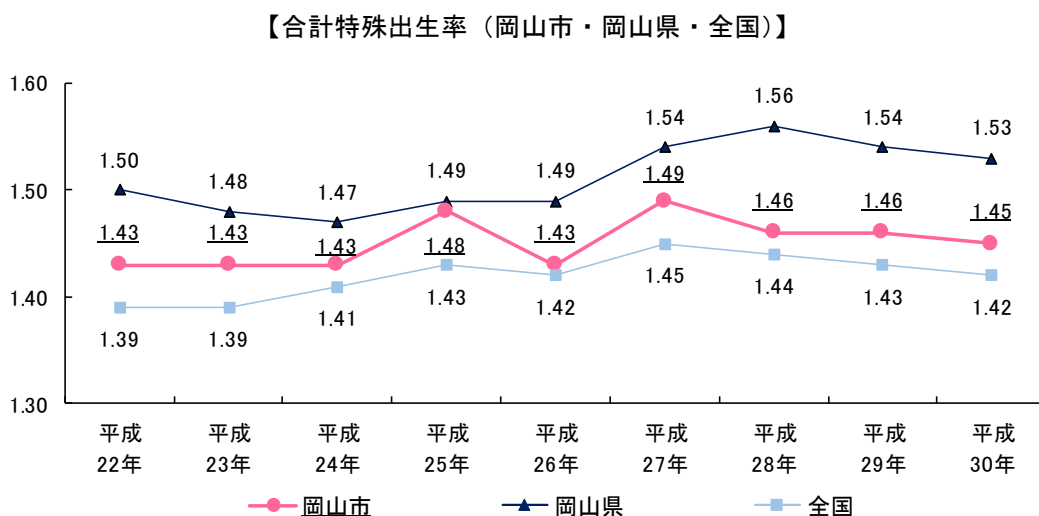
本市の年代別男女人口の構成比をみると、年齢が高くなるにつれ、女性の割合が増え、80代以上では女性の割合が60%を超えています。



資料：岡山市 住民基本台帳（令和3年4月1日現在）

⑤ 合計特殊出生率の推移（岡山市・岡山県・全国）

本市の合計特殊出生率\*1は、平成22年以降増減を繰り返し、平成30年では1.45となっています。全国より数値は高いものの、岡山県と比較すると低い数値となっています。



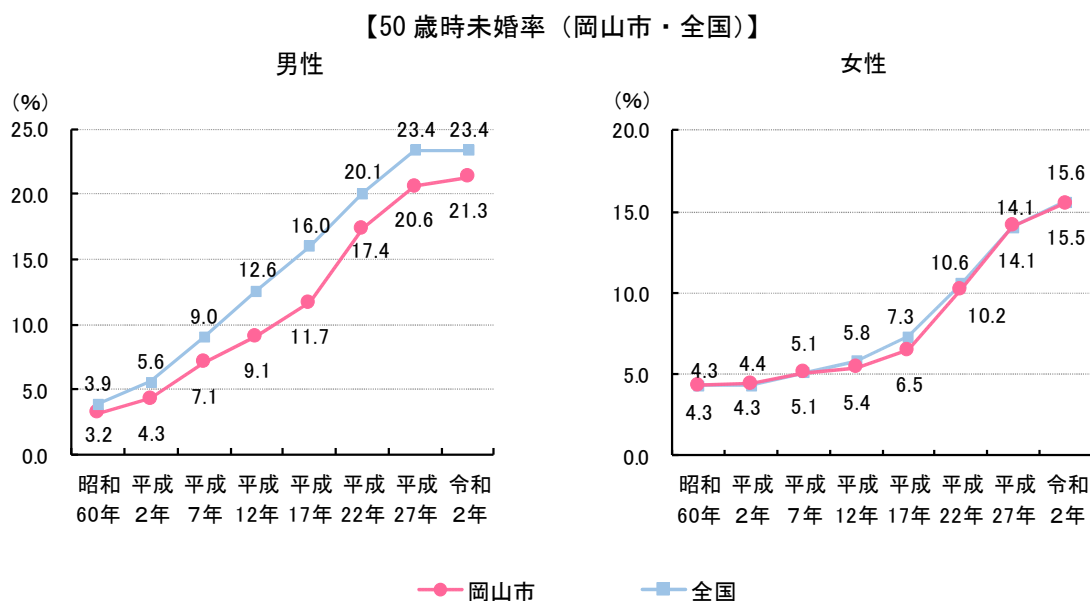
資料：岡山県衛生統計年報

\*1 合計特殊出生率：15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したものであり、一人の女性がその年齢別出生率で一生涯の間に産むとしたときの子どもの数に相当する。

## (2) 婚姻の状況

### ① 50歳時未婚率の推移（岡山市・全国）

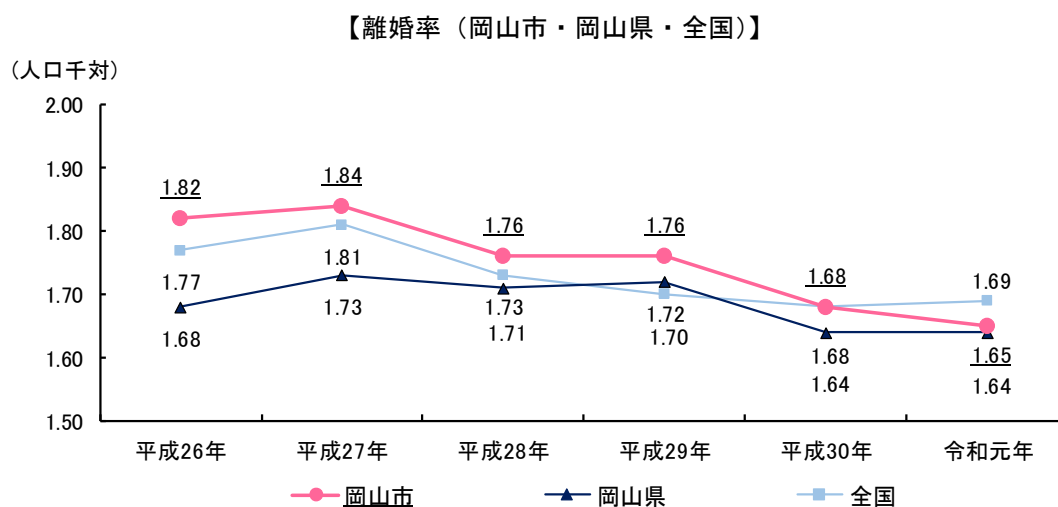
本市の50歳時未婚率は、男性は全国より低いが、女性は全国と同水準であり、また全国同様、近年急激に上昇しています。男性は昭和60年の3.2%から令和2年には21.3%に、女性は4.3%から15.5%に上昇しており、上昇傾向は男性において顕著です。



資料：国勢調査

### ② 離婚率の推移（岡山市・岡山県・全国）

本市の離婚率の推移をみると、平成27年では1.84と全国・県を上回っていましたが、平成28年以降減少しており、令和元年では全国より低く、1.65となっています。

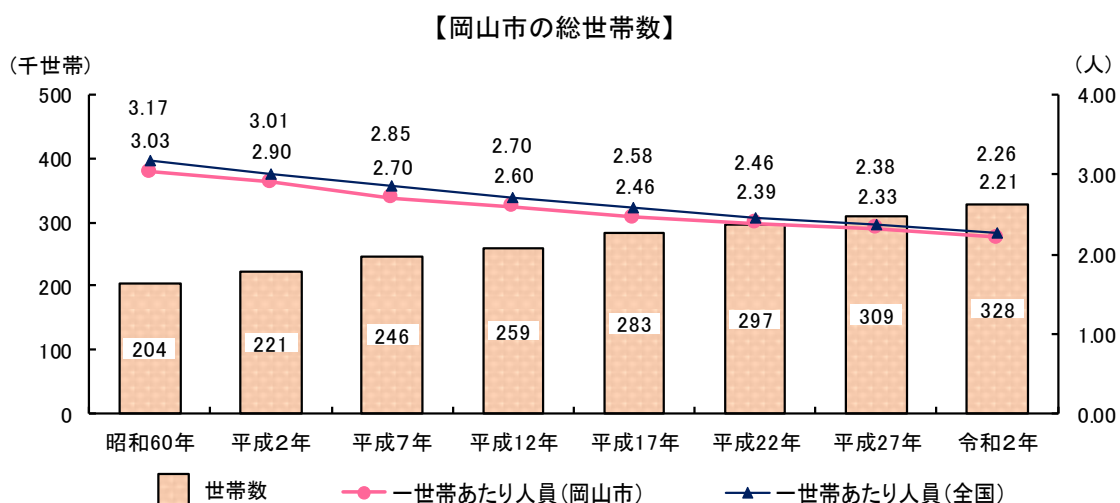


資料：人口動態調査

### (3) 家族形態の多様化

#### ① 岡山市の総世帯数の推移

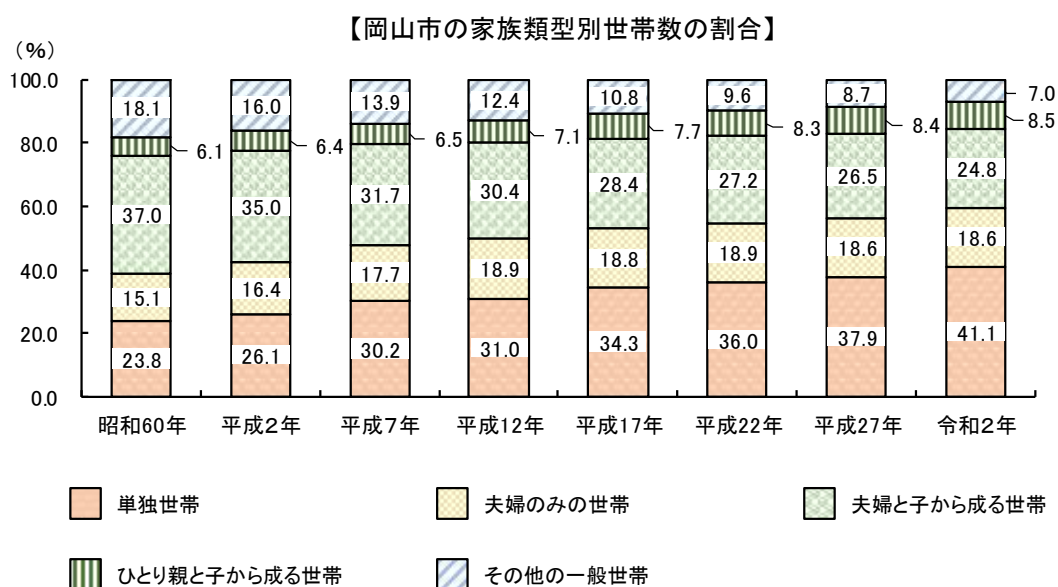
本市の世帯数は、年々増加し、令和2年では、およそ328千世帯となっています。一方、一世帯あたり人員は、全国ともに年々減少しており、本市では令和2年で2.21人となっています。



資料：国勢調査

#### ② 岡山市の家族類型別世帯数の割合の推移

家族類型別世帯数の割合の推移をみると、「単独世帯」と「ひとり親と子から成る世帯」が年々上昇しています。一方で、「夫婦と子から成る世帯」の割合は低下しており、令和2年で24.8%となっています。



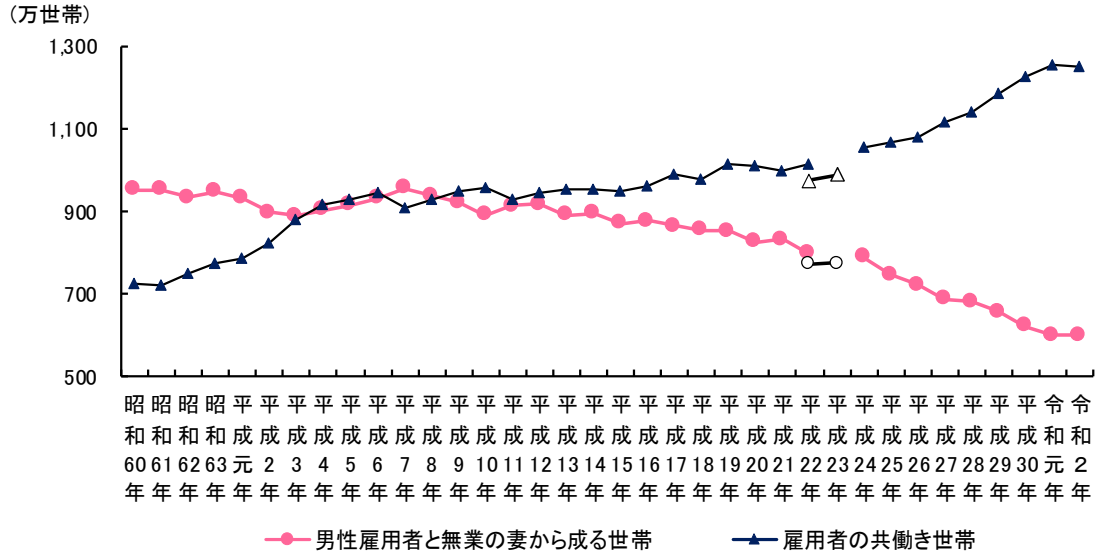
資料：国勢調査

注) 子は未婚の20歳未満の子どもを指す。

### ③ 全国の共働き等世帯数の推移

全国の共働き世帯は年々上昇し、平成9年以降は「雇用者の共働き世帯」が、「男性雇用者と無業の妻から成る世帯数」を上回っています。

【全国の共働き等世帯数】

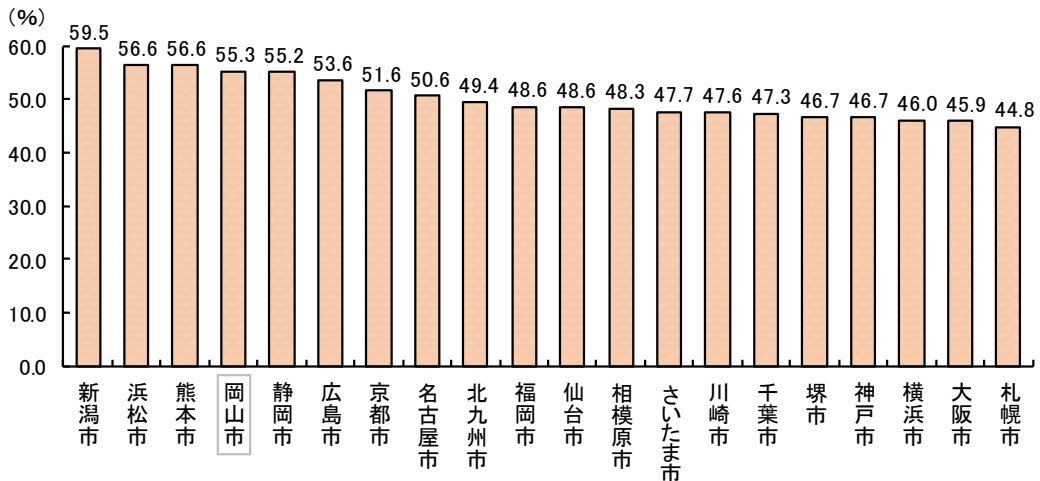


資料：昭和60年から平成13年は、総務庁「労働力調査特別調査」、平成14年以降は、総務省「労働力調査」平成22年及び23年の値（白抜き表示）は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果

### ④ 政令指定都市別子どものいる夫婦の共働き率

政令指定都市別子どものいる夫婦の共働き率をみると、本市は4番目に高い55.3%となっています。

【政令指定都市別子どものいる夫婦の共働き率】



資料：国勢調査（平成27年）

## 5 成果と課題

「第4次さんかくプラン」の基本目標ごとに、男女共同参画社会の実現に向けた成果と課題を整理すると、次のとおりとなります。

### 基本目標

#### I

#### 性別にかかわらず、一人ひとりの人権が尊重され安心して暮らせる明るいまちの実現

- DV相談については、市内の公的相談機関の認知度が低く、市の男女共同参画相談支援センターの効果的な周知が必要です。
- SNS等に起因する性犯罪・性暴力の被害が増加し、若年層への性被害防止対策の必要性が高まっており、小学生など早い時期から発達段階に応じた啓発が必要です。
- 「LGBT」という言葉を知っている人の割合が5割を超え、言葉の認知は進んでいます。本市では令和2年7月から「岡山市パートナーシップ宣誓制度」を開始するなど、支援の充実を図っていますが、今後も職場や学校、地域社会などあらゆる場で性的指向や性自認の多様性に対する正しい理解を促進していくことが必要です。

### 基本目標

#### II

#### 性別にかかわらず、多様な意見が活かされ互いの生き方を認め合えるまちの実現

- 「男性は外で働くもの、女性は家庭を守るもの」等の固定的な性別役割分担意識については改善しつつありますが、依然として根強く残っています。また、家庭生活においては全体的に女性が担当している割合が多く、男性の家事・育児・介護・地域活動等への参画の促進など、幅広い年齢層に一層の意識啓発の取組が必要です。
- 災害時の性被害防止や避難所で女性が安心して過ごせるように、平常時の防災対策や災害時の避難所運営等に女性の視点を取り入れることが必要です。

### 基本目標

#### III

#### 性別にかかわらず、誰もが能力を発揮し活躍できる活力あるまちの実現

- 市内企業の課長相当職以上の女性割合は、増えてはいるものの1割程度と低い数字となっています。企業での女性活躍を推進していくためには、特に経営者層に対して女性の視点が競争力強化につながること、長時間労働の是正などワーク・ライフ・バランスを推進すること、女性の人材育成・登用を図ることなどを重点的に啓発していくことが必要です。
- コロナ禍で、非正規雇用労働者の約7割を占める女性の不安定な立場が浮き彫りになりました。不本意な非正規雇用によって、貧困や不安な状況など困難を抱える女性に対して支援が必要です。同時にコロナ禍での在宅勤務増や働き方改革により、企業等の取組が進み働き方が多様になってきており、今後もテレワークやフレックスタイム等の多様な働き方を可能とする環境づくりの促進が望まれます。

## 第2章

# 計画の基本的な考え方

### 1 計画の基本理念 ～岡山市のめざす男女共同参画社会～

さんかく条例がめざす「性別等にかかわらず市民一人ひとりの個性が輝く『住みよいまち、住みたいまち』」の実現に向けて、家庭や職場、地域社会などあらゆる場で「性別等にかかわらず人権や個人の生き方が尊重される社会」、あらゆる暴力が根絶され、健康で「安心して暮らせる社会」、そして全ての人々が希望する働き方ができ、仕事と家庭生活等とを両立し「能力を發揮し活躍できる社会」の3つの理念のもと、「第5次さんかくプラン」に基づいて施策を推進します。

推進にあたっては、市、市民、事業者、自治組織など、多様な主体が目標を共有し、対等なパートナーとして力を合わせて協働して取り組むことが重要です。

さらに、あらゆる分野において男女共同参画・女性活躍の視点を施策に反映するとともに、ゴール5として「ジェンダー平等とすべての女性・女児のエンパワーメント」を含む、持続可能な開発目標「SDGs」を意識して連携・協調しながら推進していくこととします。



## 2 重点的な取組

男女共同参画社会の形成がいまだに十分でない要因として、その根底に固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャスバイアス）があることから、幼少期から性別等に基づく固定概念を生じさせないよう、身近なこととして無意識の偏見を認識する学習や啓発などに、今後も粘り強く取り組んでいくことが重要です。

非正規雇用は多様な就業のニーズに応えるという意義もある一方で、非正規雇用労働者に占める女性の割合の高さが、女性の貧困や男女の待遇面や賃金格差の一因にもなっています。新型コロナウイルス感染症の拡大によって顕在化した女性の貧困など、生活上困難な状況等に対して就業・生活面などの環境整備や支援が急務です。

また、DVや性暴力、セクハラなど女性に対する暴力の背景にも社会におかれた男女の状況の違いや偏見があることから、暴力の根絶に向けても意識改革や男女間の格差の是正が欠かせません。

災害等の非常時には、平時にも増して家事・育児・介護等が女性に集中したり、DVや性被害・性暴力等の増加が危惧されることから、平時から固定的な性別役割分担意識の解消に努めるとともに災害への備えや災害時の対応の取組にも男女共同参画の視点を取り入れる必要があります。

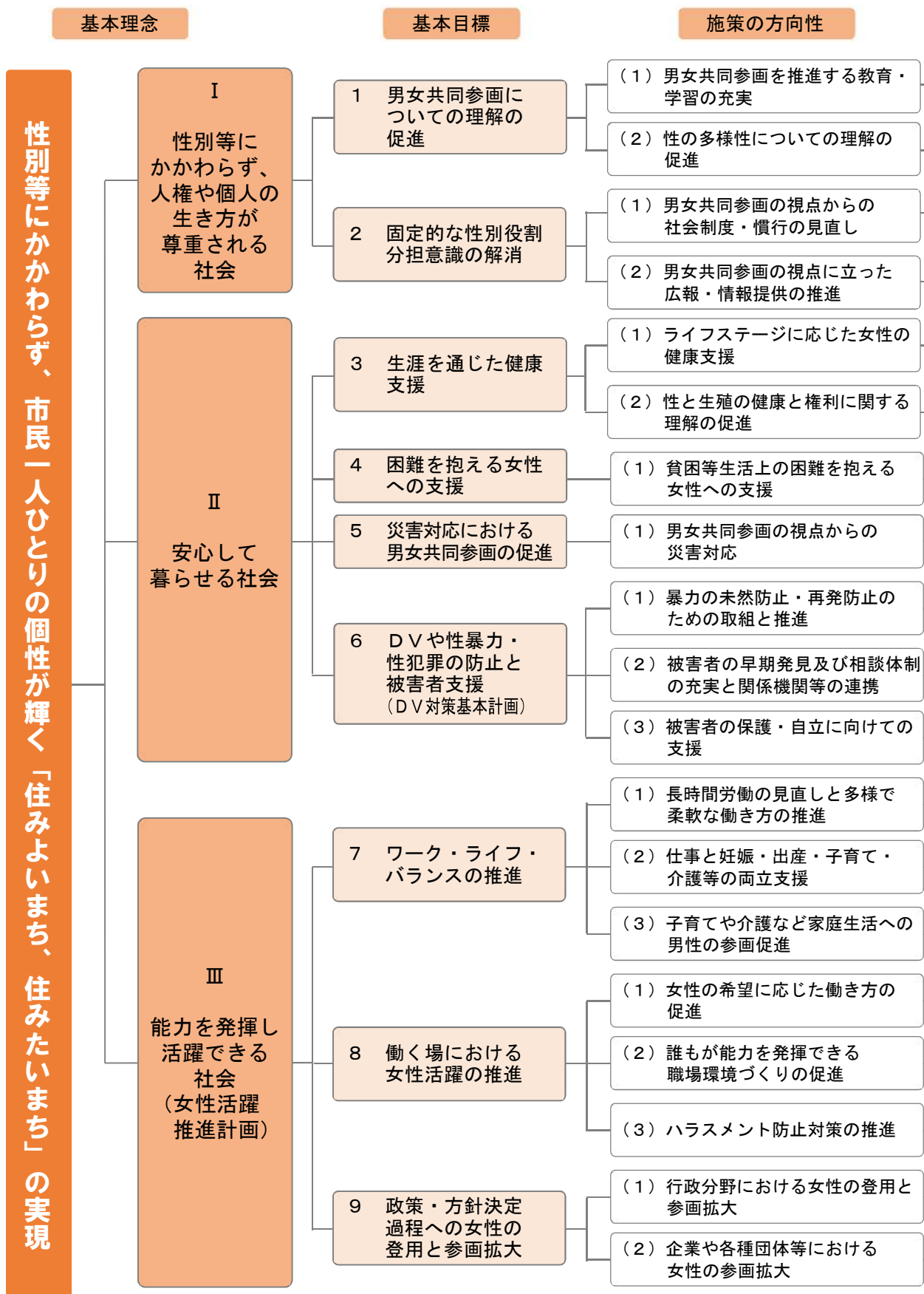
また、現在地域の防災活動の中心の多くは男性が担っていることから、女性の視点を生かせるように自主防災組織等の方針決定の場へ女性の参画を拡大することが重要です。

女性活躍推進については、企業等をはじめ社会全体に方針決定過程への女性の参画拡大を図ることが必要であり、今後もワーク・ライフ・バランスの推進等とともに継続的に効果的な取組や働きかけを行っていくことが重要です。

岡山市ではさんかくプランの策定にあたり、市民の様々な意見を聴くため、公募による市民のワークショップを実施しました。幅広い年代のいろいろな立場の市民に参加していただき、多様な視点からのご意見を「第5次さんかくプラン」に反映しています。

また、重点的な取組についてもワークショップの参加者に特に重要と思われる取組を選んでいただいた結果を参考にしています。

### 3 計画の体系図





## 具体的施策等

①幼児期からの男女共同参画の視点を入れた学習の推進 ②市職員の男女共同参画についての理解の促進  
③地域や家庭における男女共同参画に関する学習機会の提供 ④男女共同参画を推進する人材の育成  
⑤情報教育の推進 ⑥世界の動きや国際的な取組等についての情報提供及び外国人市民の参加促進

①市民への性の多様性についての啓発 ②市職員の性の多様性についての理解の促進  
③岡山市パートナーシップ宣誓制度の実施

①地域・家庭・職場における固定的な性別役割分担意識の解消のための啓発  
②子どもの頃からの様々な分野への興味の拡大

①男女共同参画の視点に立った市の広報活動  
②多様な媒体を通じた広報・啓発の推進

①妊娠・出産等に関する相談・支援体制の充実 ②健康づくりのための知識の普及啓発  
③健康診査（健診）、乳がん、子宮頸がん検診受診の推進 ④こころの健康づくりの推進

①性に関する学習機会の充実・啓発 ②学校における性に関する指導の充実

①女性や子どもの貧困対策の推進 ②非正規雇用労働者等への支援  
③ひとり親家庭（母子家庭）への支援 ④様々な困難や不安を抱える人への支援

①地域防災における女性の参画拡大 ②女性の視点を取り入れた防災の啓発  
③避難所における性別に伴う困りごとへの相談支援

①市民へのDV、性暴力・性犯罪防止の啓発 ②小中高生等への啓発  
③地域における防犯活動の推進

①被害者を早期に発見するための環境づくり ②男女共同参画相談支援センターを中心とした相談体制の充実  
③関係機関や団体との連携・協力体制の強化

①被害者の保護のための支援 ②被害者の自立に向けた支援  
③DVが起きている家庭等の子どもへの支援 ④住民基本台帳の閲覧制限の支援措置

①企業等の経営者や管理職の意識改革に向けた啓発 ②企業等における働き方改革の促進  
③市職員の働き方改革

①保育等サービスの充実 ②放課後児童対策の充実  
③子育てに関する相談支援体制の充実 ④介護に関する相談支援体制の充実

①男性の家事や子育て、介護への参画の支援・促進

①キャリア形成への支援 ②再就職への支援  
③創業への支援

①企業等における女性活躍促進に向けた啓発 ②企業等の優れた取組の顕彰及び情報発信  
③企業や関係機関、団体等の連携の強化 ④女性活躍推進法等関係法令や制度の周知

①企業等のハラスメントの防止に向けた取組の促進 ②市民へのハラスメントの防止啓発

①審議会等における積極的改善措置 ②女性の市職員の管理職への登用

①企業等における女性の管理職等への登用の促進 ②農林水産業における女性の参画促進  
③自治組織、PTA等地域活動における女性の参画促進

## 4 数値目標及び成果指標一覧

「第5次さんかくプラン」では、数値目標と成果指標を設定しています。数値目標は行政が事業を行ううえで目標とする数値のことで、成果指標は男女共同参画社会の進展の度合いを測る目安となるものです。成果指標は、全ての取組の効果だけでなく、社会情勢によっても変動するため、目標とする数値は設けずに全てが向上することをめざしています。

### 数値目標一覧 (行政が事業を行ううえで目標とする数値)

基本目標	数値目標	目標値	
		現状値	目標値
1 男女共同参画についての理解の促進	小中学校において男女平等の内容を含んだ授業を実施したクラスの割合	100% (R2)	毎年 100%
	保育所・幼稚園・認定こども園において男女平等の視点から保育・教育や保護者への啓発に取り組んだ園の割合	100% (R2)	毎年 100%
	「さんかくカレッジ」の受講者数	383人 (R2)	毎年 400人
	市民への性の多様性についての啓発事業の参加者数	222人 (R2)	毎年 250人
	市職員への性の多様性の理解のための研修の受講者数	265人 (R2)	毎年 320人
2 固定的な性別役割分担意識の解消	「男は仕事、女は家庭」という考え方に否定的な人の割合	67.3% (R1)	79.0% (R7)
	「さんかくウイーク」への参加者数	929人 (R2)	毎年 2,000人
3 生涯を通じた健康支援	市の実施するエイズ・性感染症・性教育に関する出前講座開催数	78回 (R2)	毎年 80回
4 困難を抱える女性への支援	女性のための生活や就労を考える講座の参加者数	-	毎年 50人
5 災害対応における男女共同参画の促進	女性の視点を取り入れた防災ハンドブックの配布数	-	50,000冊 (R8.4.1)
6 DVや性暴力・性犯罪の防止と被害者支援	市の実施するDV・デートDV・性暴力・性犯罪防止啓発事業の参加者数	224人 (R2)	毎年 500人
7 ワーク・ライフ・バランスの推進	保育所等の待機児童数	31人 (R3.4.1)	0人 (R8.4.1)
	放課後児童クラブの入所希望に対する入所児童の割合	78.8% (R3.4.1)	100% (R8.4.1)
	市職員のうち男性職員の育児休業取得率	一般職員： 27.1% (R2) 学校教職員： 6.6% (R2)	50.0% (R7)

基本目標	数値目標	目標値	
		現状値	目標値
7 ワーク・ライフ・バランスの推進	仕事と家庭の両立支援に取り組んでいる企業の割合	52.1% (R3)	70.6% (R7)
8 働く場における女性活躍の推進	岡山市女性が輝く男女共同参画推進事業所の認証件数	31件 (R3.4.1)	70件 (R8.4.1)
	市の実施する再就職支援講座受講者のうち就職に向けて活動した人の割合	66.7% (R2)	毎年 80.0%
	市の実施する企業における女性活躍推進、ワーク・ライフ・バランスの啓発講座などの受講者数	330人 (R2)	毎年 500人
9 政策・方針決定過程への女性の登用と参画拡大	市内企業における管理職(課長相当職以上)に占める女性の割合	10.9% (R3)	15.0% (R7)
	市職員のうち課長級(校長級)以上に占める女性職員の割合	一般職員： 13.8%* (R2.4.1) 学校教職員： 18.0%* (R2.4.1 校長級)	20.0%* (R8.4.1)

※【岡山市特定事業主行動計画(R3.4.1)】より

### 成果指標一覧 (男女共同参画社会の進展の度合いを測る目安。全てが向上することをめざす。)

基本目標	成果指標	定義	現状値
1 男女共同参画についての理解の促進	小中学生の男女平等感	学校生活で男女が平等に扱われていると感じる児童・生徒の割合	小：87.0% 中：84.5% (R3)
	「男女共同参画社会」という言葉の認知度	「男女共同参画社会」という言葉の意味を知っている人の割合	26.8% (R2)
	「ジェンダー」という言葉の認知度	「ジェンダー」という言葉の意味を知っている人の割合	28.1% (R2)
	「SOGI」という言葉の認知度	「SOGI」という言葉の意味を知っている人の割合	-
	「さんかく岡山」の認知度	「さんかく岡山」を知っている人の割合	43.0% (R2)
	「岡山市パートナーシップ宣誓制度」の認知度	「岡山市パートナーシップ宣誓制度」を知っている人の割合	8.8% (R2)
2 固定的な性別役割分担意識の解消	固定的な性別役割分担意識の解消度	「男女どちらが働いても、家事・育児等をしてよい」という考え方に肯定的な人の割合	85.0% (R2)
3 生涯を通じた健康支援	中学生の性に関する相談の充実度	性についての悩みを相談できる大人を身近に持つ中学生の割合	68.0% (R3)
	乳がん・子宮頸がん検診の受診率	過去1年間に乳がん・子宮頸がん検診を受診した人の割合	乳がん：15.7% 子宮頸がん：10.9% (R2)

基本目標	成果指標	定義	現状値
4 困難を抱える女性 への支援	男女の賃金格差（岡山 県）	厚生労働省「賃金構造基本統計 調査」による男女間の賃金格差 （所定内給与額）	75.2% （R2）
5 災害対応における 男女共同参画の促 進	女性消防団員数	女性消防団員の人数	118人 （R3.4.1）
	女性の防災士の割合	町内会を通じて防災士資格を 取得した人のうち女性の割合	9.1% （R3）
6 DVや性暴力・性 犯罪の防止と被害 者支援	「岡山市男女共同参画 相談支援センター」の認 知度	「岡山市男女共同参画相談支 援センター」を知っている人の 割合	24.0% （R2）
	配偶者等からの暴力を受 けたことがある人の 割合	配偶者・パートナーや恋人など 親密な関係の人から身体的・精 神的等の暴力を受けたことが ある人の割合	身体：13.1% 精神：36.8% 経済：12.0% 社会：9.4% 性的：10.5% （R2）
	性犯罪の認知件数	強制わいせつ、強姦等の認 知件数	29件 （R2）
7 ワーク・ライフ・バ ランスの推進	「子どもの世話・教育・ しつけ」に夫婦が同程度 に取り組んでいる割合	家庭での担当について、「子ど もの世話・教育・しつけ」に夫 婦が同程度に取り組んでいる 割合	32.3% （R2）
	介護経験のある男性の 割合	現在または過去において、主と して男性が介護している（し た）割合	28.7% （R2）
	企業の男性の育児休業 取得率	企業の男性の育児休業取得率	14.2% （R3）
8 働く場における女 性活躍の推進	女性活躍推進に向けた 取組を行っている企業 の割合	女性管理職の登用やキャリア 形成など女性活躍推進に向け た取組を行っている企業の割 合	15.7% （R3）
	職場におけるハラスメ ントへの対応度	職場でのハラスメント対策と して、ハラスメントが発生した 場合の相談体制や対応マニユ アルがある企業の割合	相談体制： 74.7% 対応マニュアル： 21.8% （R3）
9 政策・方針決定過 程への女性の登用 と参画拡大	単位町内会長の女性の 割合	単位町内会長に占める女性の 割合	6.9% （R3）
	P T A会長の女性の割 合	市内の小学校・中学校のP T A 会長に占める女性の割合	26.2% （R3）

## 5 推進体制と進行管理

### (1) 計画の推進体制

#### ① 女性が輝くまちづくり推進本部

市長を本部長として、局長級の職員またはその職員が指名する職員で構成しています。幹部職員に限定すると、現状では男性に偏ってしまうため、部下である女性職員の中からふさわしい者を指名する制度を導入することにより、男女一方の性に偏ることなく多様な視点を反映させるよう工夫します。

関係部局相互の連携により男女共同参画の推進に関する施策を円滑かつ総合的に企画、調整、実施します。

#### ② 男女共同参画専門委員会

さんかくプランに関することや苦情の処理に関する事項等について調査審議するほか、審議会委員は男女いずれの性も4割以上とする「さんかく条例」の規定の適用除外について審査を行います。

委員の定数は10人以内で、学識経験者等のほか、市民の公募による委員の枠を設けており、市民の意見を岡山市の男女共同参画の施策に反映させます。

#### ③ 男女共同参画社会推進センター（さんかく岡山）運営委員会

さんかく岡山の運営及び事業に関する調査審議を行います。委員の定数は8人以内で、学識経験者等のほか、さんかく岡山の利用者の中から委員を委嘱し、さんかく岡山の運営及び事業に利用者の視点を反映させます。

#### 岡山市男女共同参画社会推進センター（さんかく岡山）

男女共同参画社会の形成を促進する拠点施設として、男女共同参画に関する「講座・講演会」「人材育成」「活動団体との連携及び活動支援」「情報の収集と提供」「調査・研究」「活動のための施設の提供」など様々な事業を実施します。

### (2) 計画の進行管理と進捗状況の公表

男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を男女共同参画専門委員会に報告し、意見及び評価を受けてさんかくプランの進行管理を行います。

また、実施状況及びその評価をまとめ、市民に公表します。

## 基本理念 I 性別等にかかわらず、人権や個人の生き方が尊重される社会

### 基本目標 1 男女共同参画についての理解の促進

市民一人ひとりが互いを認め合い、尊重し合う意識を持つためには、幼少期から人権尊重を基盤にした男女共同参画について理解を深めることが重要です。

市民意識・実態調査によると、「職場」や「町内会・自治会・PTA等地域の場」で男性の方が優遇されていると思う人の割合は減ってきてはいるものの、新しく調査した「社会通念・慣習・しきたりなど」では男性の方が優遇されていると思う人の割合は79.1%と、「政治の場」と並んで高い割合になっています。

家庭、地域、職場、学校、メディアなどのあらゆる場を通じて、市民の幅広い年齢層に、性別やライフステージ、発達段階に応じた男女共同参画についての学習機会を充実し、身近でわかりやすく男女共同参画の意義や必要性について理解を促し、実践につながる知識の習得や意識啓発を中心とした取組を行うことが必要です。

また、世界の動きに目を向け国際的な取組を理解することは男女共同参画を推進するうえでも重要であるため、世界各国の男女格差を図るジェンダーギャップ指数<sup>\*1</sup>の状況や国際的な女性の地位向上に関する動きなどについて情報収集・提供を行い、学習機会の充実を図ります。

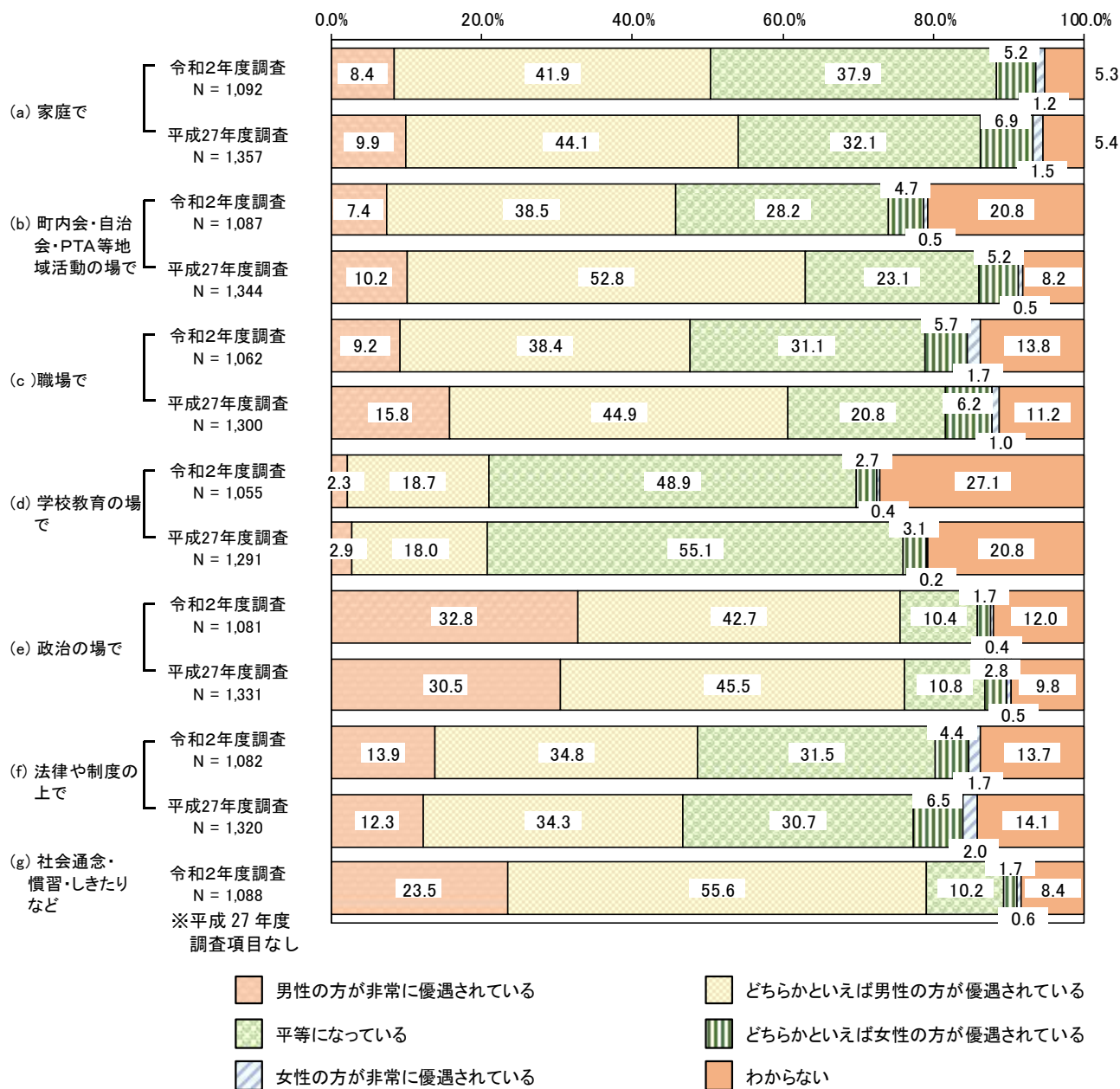
さらに、多様な性のあり方について認め合い個人の生き方を尊重できるように、性的指向<sup>\*2</sup>や性自認<sup>\*3</sup>に関する正しい知識や理解を深めるための啓発や、岡山市パートナーシップ宣誓制度について周知を図るなど、支援の輪が広がるよう民間支援団体等と連携した取組を推進します。

\*1 ジェンダーギャップ指数：世界経済フォーラム（世界的な企業等で組織する国際的な非営利団体）が、経済・教育・健康・政治の4つの分野について各国の男女間の格差を数値化しランク付けしたもの。「ジェンダーギャップ指数2021」では、日本は156か国中120位。分野別の順位は、経済117位、教育92位、健康65位、政治147位となっており、日本は特に、経済と政治の分野で男女格差があるという結果となっている。

\*2 性的指向：どの性別を恋愛の対象とするかを表すものをいう。

\*3 性自認：自己の性別についての認識をいう。

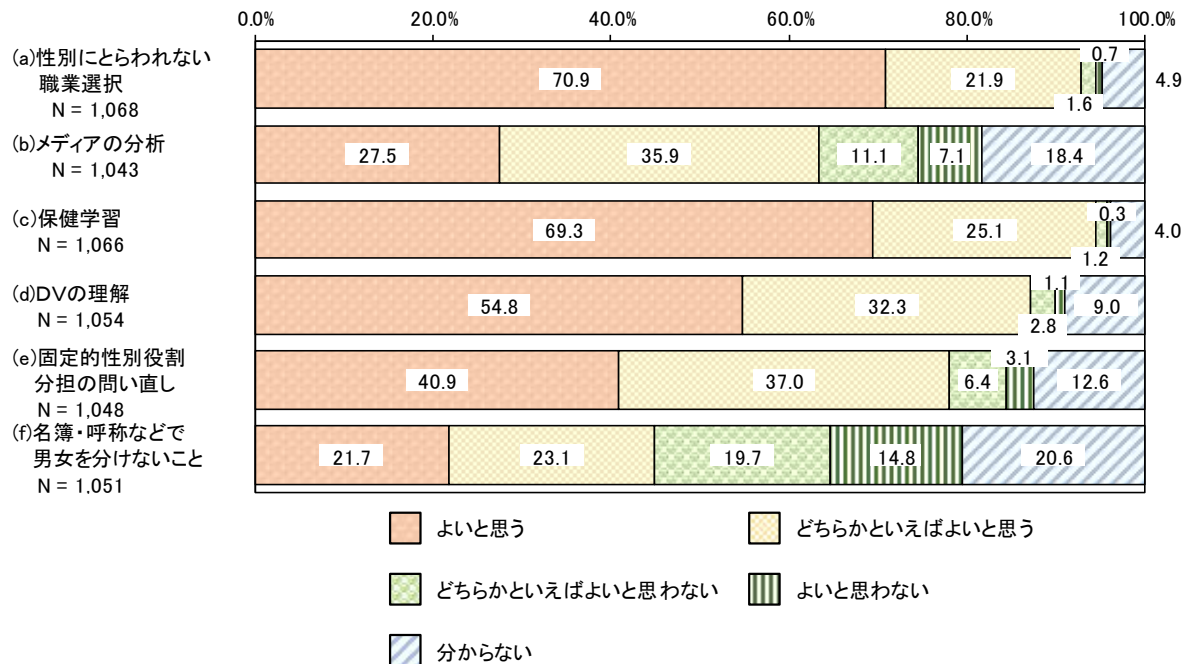
【男女の地位の平等について】



資料：岡山市男女共同参画に関する市民意識・実態調査結果報告書（令和2年度）

## 【学校教育について】

※市内小中学校における男女平等教育推進の取組についての市民の意識

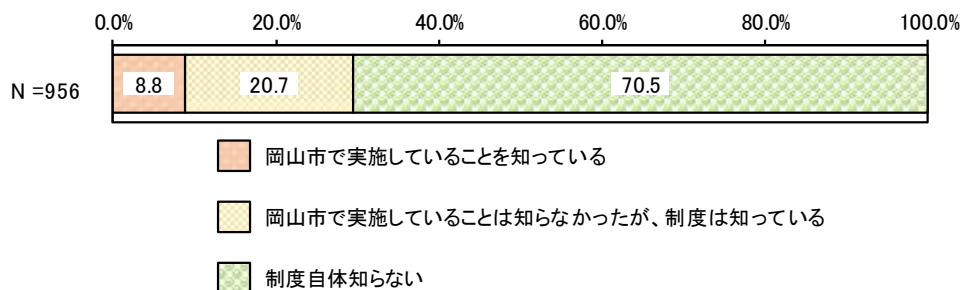


資料：岡山市男女共同参画に関する市民意識・実態調査結果報告書（令和2年度）

### （注）設問項目の内容

- (a) 性別にとらわれない職業選択  
性別にかかわらず、自分の適性や興味・関心を踏まえた職業選択をすることの大切さを理解できるよう授業を行う。
- (b) メディアの分析  
メディア（テレビ・新聞など）に登場する男女の描かれ方を調べ、「男女の表現」のし方、され方への問題意識を高めることができるような授業を行う。
- (c) 保健学習  
性情報への対処や性感染症などについて学習することを通じて、自分を大事にし、相手も大事にしながら生きていこうとする気持ちをもつことができるようにする。
- (d) DVの理解  
DVの実態を知り、被害者や加害者の気持ちを考えることでDVの本質を理解できるよう授業を行う。
- (e) 固定的性別役割分担の問い直し  
学校生活や家庭生活において、性別による固定的な役割分担が行われていないかを考えることができるような授業を行う。
- (f) 名簿・呼称などで男女を分けないこと  
男女別名簿・呼称（さん・君など）などで、男女を分けないようにする。

## 【岡山市パートナーシップ宣誓制度の認知度】



資料：岡山市 男女共同参画に関する市民意識・実態調査結果報告書（令和2年度）



**数値目標** (行政が事業を行ううえで目標とする数値)

数値目標	現状値	目標値
小中学校において男女平等の内容を含んだ授業を実施したクラスの割合	100% (R2)	毎年 100%
保育所・幼稚園・認定こども園において男女平等の視点から保育・教育や保護者への啓発に取り組んだ園の割合	100% (R2)	毎年 100%
「さんかくカレッジ」の受講者数	383人 (R2)	毎年 400人
市民への性の多様性についての啓発事業の参加者数	222人 (R2)	毎年 250人
市職員への性の多様性の理解のための研修の受講者数	265人 (R2)	毎年 320人

**成果指標** (男女共同参画社会の進展の度合いを測る目安)

成果指標	定義	現状値
小中学生の男女平等感	学校生活で男女が平等に扱われていると感じる児童・生徒の割合	小：87.0% 中：84.5% (R3)
「男女共同参画社会」という言葉の認知度	「男女共同参画社会」という言葉の意味を知っている人の割合	26.8% (R2)
「ジェンダー」*1 という言葉の認知度	「ジェンダー」という言葉の意味を知っている人の割合	28.1% (R2)
「SOGI」*2 という言葉の認知度	「SOGI」という言葉の意味を知っている人の割合	-
「さんかく岡山」の認知度	「さんかく岡山」を知っている人の割合	43.0% (R2)
「岡山市パートナーシップ宣誓制度」の認知度	「岡山市パートナーシップ宣誓制度」を知っている人の割合	8.8% (R2)

\*1 ジェンダー：生物学的性別（セックス）に対して、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「女性像」、「男性像」があり、このような男性、女性の別をジェンダーという。国連などの国際会議でも使われ、世界的に広く認められている言葉である。

\*2 SOGI：Sexual Orientation（性的指向）and Gender Identity（性自認）の略語で、すべての人を含めて考えることができる概念。「LGBT」の表現に当てはまらないと感じる人々に配慮した表現として、セクシャル・マイノリティと同じ意味で使用される場合もある。

## 施策の方向性と具体的施策

### (1) 男女共同参画を推進する教育・学習の充実

#### 具体的施策① 幼児期からの男女共同参画の視点を入れた学習の推進

保育所・幼稚園・認定こども園の教職員を対象とした男女共同参画の視点を入れたリーフレットの活用や、小中学校における「男女平等教育指導の手引」\*1の活用など、子どもの発達段階に応じて、男女共同参画の視点を入れた学習を進めます。

主な事業	担当課
男女共同参画の視点を入れた保育所・幼稚園・認定こども園の教職員用リーフレットの活用	保育・幼児教育課、幼保運営課
男女平等を推進する教育・学習の実施	指導課
男女平等意識・男女平等教育に関する調査の実施	指導課
男女共同参画をテーマに含む視聴覚教材の購入・貸出	指導課

#### 具体的施策② 市職員の男女共同参画についての理解の促進

市職員を対象に男女共同参画を主なテーマとした研修を行い、教育現場や市の施策に男女共同参画の理念が反映されるよう努めます。

主な事業	担当課
男女共同参画をテーマとした学校教職員研修の実施	教育研究研修センター
男女共同参画をテーマとした校内外人権教育研修の実施	指導課、幼保運営課
市職員への男女共同参画をテーマとした研修の実施	女性が輝くまちづくり推進課、人事課

\*1 男女平等教育指導の手引：人権尊重を基盤とした男女平等教育を児童生徒の心身の発達段階に応じて総合的に実施するために作成した手引き。男女にかかわらず自他の生命を尊重することを考えたり、各人の個性や適性に応じた進路選択について考えるなどの授業の実践例を掲載している。

**具体的施策③ 地域や家庭における男女共同参画に関する学習機会の提供**

さんかく岡山や公民館等で男女共同参画をテーマとする講座を行うことなどにより、男女共同参画社会について周知するとともに、理解を深める場を市民に提供します。

主な事業	担当課
男女共同参画をテーマとしたさんかく岡山主催講座の開催	女性が輝くまちづくり推進課
男女共同参画をテーマとした市民協働による共催講座の開催	女性が輝くまちづくり推進課
男女共同参画をテーマとした公民館講座の開催	公民館
男女共同参画をテーマに含む人権講座への講師の派遣	指導課
男女共同参画に関する学習会への講師の派遣	女性が輝くまちづくり推進課

**具体的施策④ 男女共同参画を推進する人材の育成**

男女共同参画大学「さんかくカレッジ」等を通じて男女共同参画の視点を持った人材を養成し、学習内容を情報発信します。また、講師として活躍できる人材の情報を提供します。

主な事業	担当課
男女共同参画大学「さんかくカレッジ」の開講	女性が輝くまちづくり推進課
男女共同参画に関する講師についての情報提供	女性が輝くまちづくり推進課

**具体的施策⑤ 情報教育の推進**

社会教育や学校教育を通じて、多くの人が情報を主体的に収集、判断等ができる能力の育成に努めます。また、児童・生徒の情報モラルを高める授業実践に向けて、教員の指導力の向上を図ります。

主な事業	担当課
メディア・リテラシー*1 講座の開催	公民館、女性が輝くまちづくり推進課
情報活用能力を育成する情報教育研修の実施	教育研究研修センター
人権研修での情報教育の実施	人権推進課、指導課

\*1 メディア・リテラシー：メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし、活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力の3つを構成要素とする複合的な能力のこと。

## 具体的施策⑥ 世界の動きや国際的な取組等についての情報提供及び外国人市民の参加促進

国際社会における男女共同参画の取組や世界の女性を取り巻く環境について情報提供を行います。また、本市の実施する男女共同参画社会を推進する様々な事業に、外国人市民の参加を促進します。

「持続可能な開発のための教育（ESD）<sup>\*1</sup>」を市民等と協働して推進するとともに、本市における取組について情報提供します。

主な事業	担当課
国際社会における男女共同参画の現状・取組についての情報提供や講座の開催	女性が輝くまちづくり推進課、公民館
男女共同参画社会を推進する事業への外国人市民の参加促進	女性が輝くまちづくり推進課
「持続可能な開発のための教育（ESD）」の推進	SDGs・ESD推進課
「持続可能な開発のための教育（ESD）」における取組についての情報提供	SDGs・ESD推進課

## （２）性の多様性についての理解の促進

### 具体的施策① 市民への性の多様性についての啓発

学校や家庭、地域などあらゆる場において多様な性のあり方についての理解の促進を図ります。また、民間のLGBT支援団体と協働して日常生活において生きづらさを抱えるLGBT当事者を支援するとともに、アライ（支援者）の育成に努めます。

主な事業	担当課
性の多様性についての講座や研修の実施	人権推進課、公民館、女性が輝くまちづくり推進課
アライの育成研修の実施	人権推進課
啓発事業の実施	人権推進課
リーフレットやインターネットを活用した情報発信	人権推進課、女性が輝くまちづくり推進課

\*1 ESD：Education for Sustainable Development の略称。現代社会の抱える環境、人権などの課題を自らの問題として捉え、身近なところから取り組むことにより、持続可能な社会を創造していく新たな価値観や行動を生み出すことをめざす学習や活動。

## 具体的施策② 市職員の性の多様性についての理解の促進

市職員を対象に性の多様性を主なテーマとした研修を行い、性の多様性の理解が促進されるよう努めます。

主な事業	担当課
市の一般職員の理解促進に向けた研修の実施及び啓発資料の活用	人権推進課、女性が輝くまちづくり推進課
アライの育成研修の実施	人権推進課
学校教職員を対象とした性の多様性についての研修の実施	教育研究研修センター

## 具体的施策③ 岡山市パートナーシップ宣誓制度<sup>\*1</sup>の実施

パートナーシップ宣誓制度を実施し、他自治体との相互利用を拡げることにより、性的マイノリティの人々の負担軽減を図るなど、多様性が尊重される社会への理解を促進します。

主な事業	担当課
パートナーシップ宣誓制度の実施	人権推進課
パートナーシップ宣誓制度における行政サービスの充実	人権推進課
パートナーシップ宣誓制度についての情報提供	人権推進課

### ～「LGBT」について～

「LGBT」とは、レズビアン（女性同性愛者）、ゲイ（男性同性愛者）、バイセクシュアル（両性愛者）、トランスジェンダー（からだの性とところの性が一致していない人）の頭文字をとった総称です。なお、「性的マイノリティ」とほぼ同じく、この4つにあてはまらない広い意味でも用いられています。人の性のあり方は「からだの性（生物学的性）」「ところの性（性自認）」「好きになる性（性的指向）」「性役割（女らしさ、男らしさ）」など様々な要素で構成されます。これらの要素は「女」「男」に二分できないグラデーションになっていて一人ひとり異なります（性の多様性）。

こうした性のあり方は人格の重要な要素で、無理に変えることはできませんし、変える必要はありません。「からだの性とところの性は同じ」「異性を好きになる」などの前提に当てはまらない人は、人生の様々な場面で悩みを抱えることがあります。

岡山市では、LGBTに限定した相談窓口ではありませんが、「性自認」や「性的指向」に関わる問題でお悩みの場合は、以下の機関で相談をお受けしています。

- \* 男女共同参画相談支援センター
- \* こころの健康センター
- \* こども総合相談所
- \* 教育相談室

\* 1 岡山市パートナーシップ宣誓制度：お互いを人生のパートナーとし、日常生活において協力し合うことを約束した一方又は双方が性的マイノリティである二人が、パートナーシップの宣誓を行い、岡山市が「パートナーシップ宣誓書受領証」及び「パートナーシップ宣誓書受領証明書カード」を交付する制度（成人に達していること、市内に住所を有していること、双方に配偶者がいないことなど他にも要件あり）。法的な効力はありませんが、二人の想いを尊重し自分らしく生き生きと暮らせることを岡山市として応援するものです。

（参考）ファミリーシップ制度

多様な家族のかたちを認め、支援することを目的としたファミリーシップ制度は、令和4年1月1日現在、全国で15自治体の実施しています。制度の内容は、ファミリーの対象がパートナーの親・子どもを含む三世代であったり、子どもの対象を事実婚まで含めるかどうかなど、各自治体の考え方が様々ある状況です。

## 基本目標 2 固定的な性別役割分担意識の解消

固定的な性別役割分担意識は個人の自由な生き方や能力を発揮する機会を制限することにつながるおそれもあり、男女共同参画社会を実現するうえで、大きな課題となっています。

岡山市市民意識調査によると、「男性は外で働くもの、女性は家庭を守るものだ」という考え方については、肯定的な回答をした人の割合は低下しつつありますが、市民意識・実態調査によると、家庭生活における家事や育児等の役割分担については、多くを女性が担っており、女性の負担が大きい結果となっています。

また、大学・大学院における女子学生の割合は、人文科学、薬学・看護学及び教育の分野では女子学生の割合が高い一方、理学及び工学分野等では極めて低く、専攻分野によって男女の偏りが見られます。

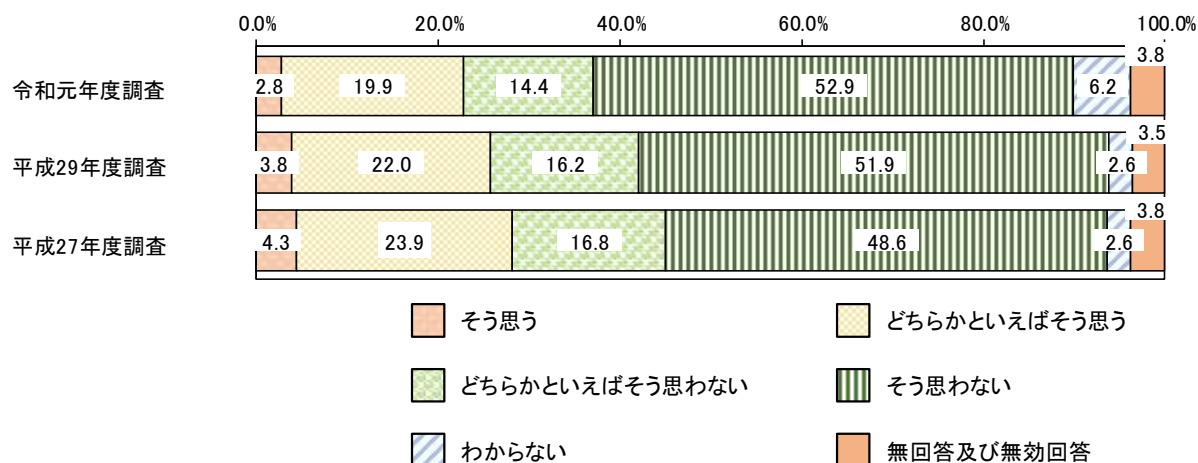
その背景には、小さい頃から長年に渡って形成された固定的な性別役割分担意識や偏見・固定観念、無意識の思い込み（アンコンシャスバイアス）があることが挙げられます。

社会の多様なニーズに対応するためにも、無意識の思い込みによる悪影響が生じないよう固定的な性別役割分担意識を解消し、様々な分野で性別等や慣習にとらわれることなく能力を発揮できる環境づくりを進めることが大切です。

このため、個人の生き方の制約につながりかねない慣習やしきたりの中に残る固定的な性別役割分担を見直し、幼児から高齢者まで幅広い世代に、固定的な性別役割分担意識を植え付けたりとらわれたりすることがないように、社会全体の意識の醸成を図るための啓発を推進します。

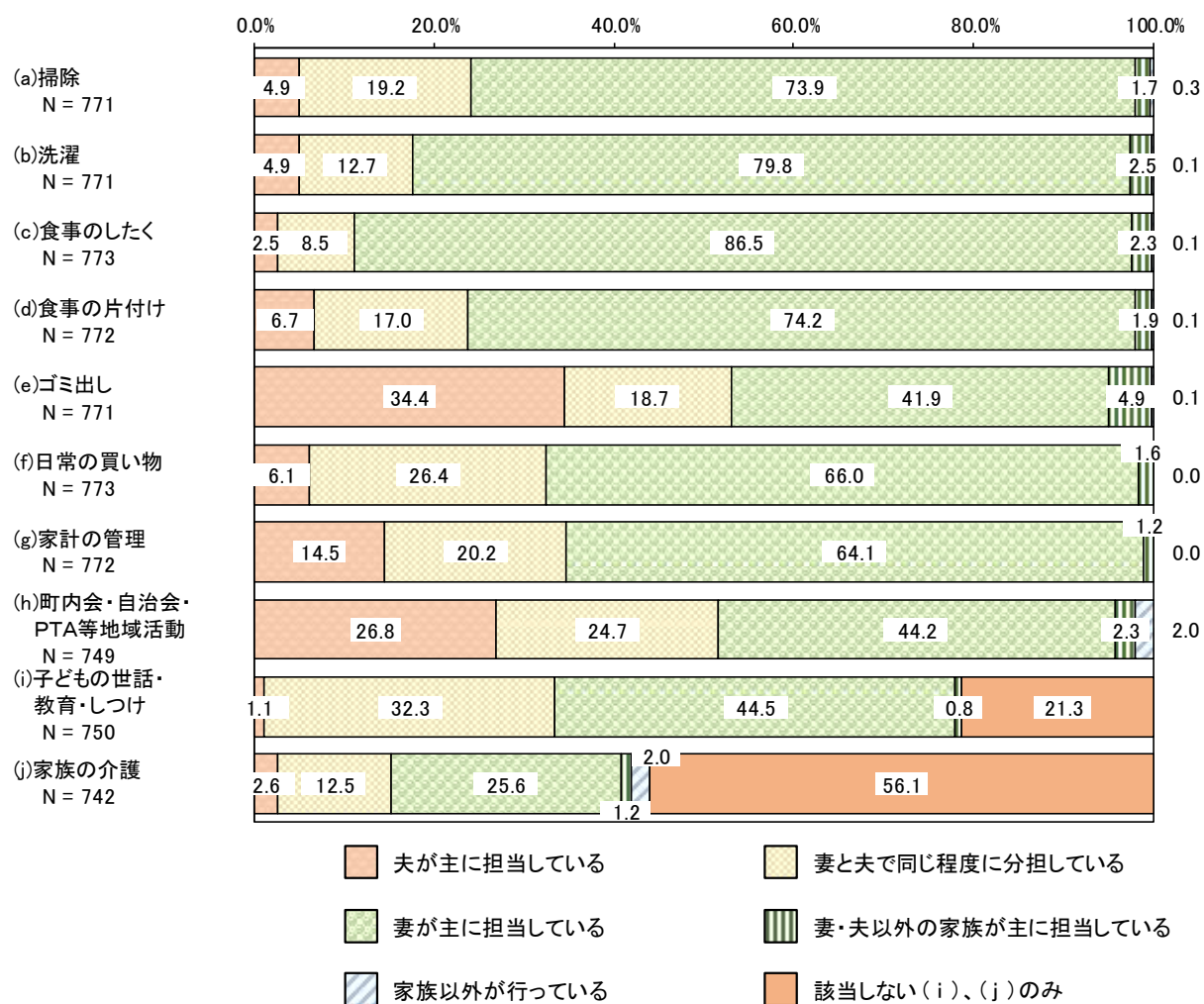
また、様々な媒体や機会を通じて男女共同参画に関する理解を深めるため、親しみやすくわかりやすい効果的な広報・情報提供の充実に努めます。

【男性は外で働くもの、女性は家庭を守るものだという考え方について】



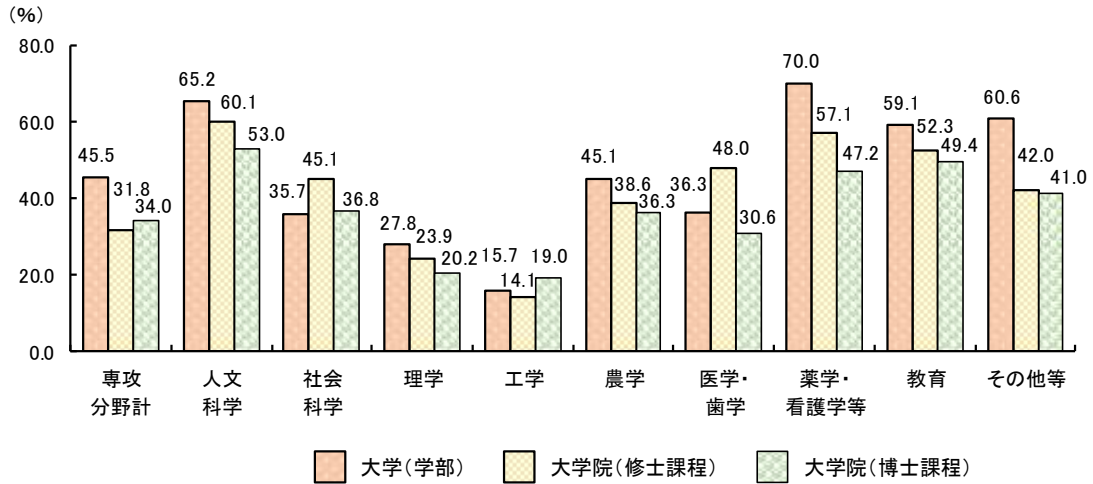
資料：岡山市市民意識調査報告書（令和元年度）

【家庭生活について】



資料：岡山市男女共同参画に関する市民意識・実態調査結果報告書（令和2年度）

【大学（学部）及び大学院（修士課程）学生に占める女子学生の割合（全国）】



資料：「令和3年版 男女共同参画白書」  
（文部科学省「学校基本統計」（令和2年度）より作成）

**数値目標**（行政が事業を行ううえで目標とする数値）

数値目標	現状値	目標値
「男は仕事、女は家庭」という考え方に否定的な人の割合	67.3% (R1)	79.0% (R7)
「さんかくウィーク」への参加者数	929人 (R2)	毎年 2,000人

**成果指標**（男女共同参画社会の進展の度合いを測る目安）

成果指標	定義	現状値
固定的な性別役割分担意識の解消度	「男女どちらが働いても、家事・育児等をしてよい」という考え方に肯定的な人の割合	85.0% (R2)



## 施策の方向性と具体的施策

### (1) 男女共同参画の視点からの社会制度・慣行の見直し

#### 具体的施策① 地域・家庭・職場における固定的な性別役割分担意識の解消のための啓発

さんかく岡山や公民館等での講座や、各種地域団体・事業者と連携しながら、固定的な性別役割分担意識の解消について市民の理解を深めていきます。また、「男女共同参画推進週間（さんかくウイーク）」\*1には、さんかく岡山を中心に全市的に取り組みます。

主な事業	担当課
固定的な性別役割分担意識を見直すための講座の開催	女性が輝くまちづくり推進課、公民館
「さんかくウイーク」の実施	女性が輝くまちづくり推進課
「さんかくウイーク」での公民館行事の開催	公民館

#### 具体的施策② 子どもの頃からの様々な分野への興味の拡大

固定的な性別役割分担意識にとらわれず様々な分野への興味の拡大に努めます。

主な事業	担当課
理工系分野に興味の持てる講座の開催	女性が輝くまちづくり推進課、公民館

### (2) 男女共同参画の視点に立った広報・情報提供の推進

#### 具体的施策① 男女共同参画の視点に立った市の広報活動

市職員に広報ガイドラインを周知し、男女共同参画の視点に立った広報や刊行物の作成に努めるとともに、男女共同参画社会の形成状況を把握できる統計情報の収集、整備を行います。

主な事業	担当課
広報ガイドラインの周知・活用	女性が輝くまちづくり推進課、人権推進課、広報広聴課
男女共同参画情報誌「DUO」の制作・配布	女性が輝くまちづくり推進課
男女共同参画に関する情報収集やデータの活用、啓発	女性が輝くまちづくり推進課

\*1 さんかくウイーク：6月21日から27日までの1週間を「岡山市男女共同参画推進週間（さんかくウイーク）」と位置づけて、その前後1週間を含め全3週間にわたって、男女共同参画・女性活躍に関する様々な行事を行っている。

## 具体的施策② 多様な媒体を通じた広報・啓発の推進

広報紙などの紙媒体や、ラジオ、テレビ、インターネットなど音声・映像媒体の活用等により、広く市民に男女共同参画の周知を図ります。

主な事業	担当課
市広報紙での男女共同参画に関する情報提供	女性が輝くまちづくり推進課、広報広聴課
男女共同参画に関する市政テレビ・ラジオ番組の放送	女性が輝くまちづくり推進課、広報広聴課
インターネット等を活用した広報・啓発	女性が輝くまちづくり推進課

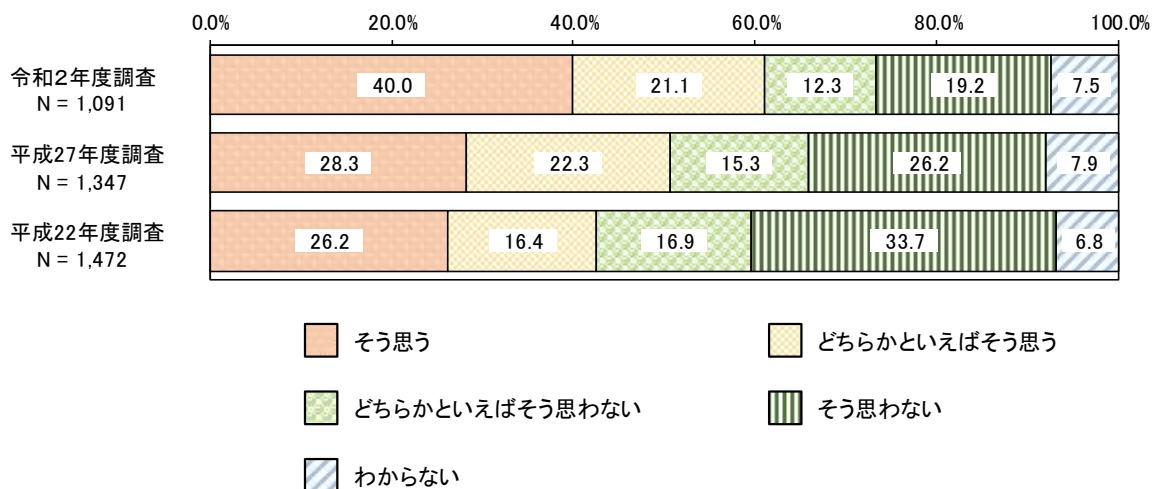
### ～「選択的夫婦別姓制度」について～

選択的夫婦別姓制度とは、夫婦が望む場合には、結婚後も夫婦がそれぞれ結婚前の姓を称することを認める制度です。

市民意識・実態調査では、「夫婦別姓の結婚が認められてもよい」との考え方について、性別にみると、『そう思う』（「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」）との回答は女性（67.7%）が男性（51.0%）を16.7ポイント上回っています。なお、「夫婦別姓の結婚が認められてもよい」との考え方について、経年比較すると、『そう思う』との回答は増加しています。

選択的夫婦別姓制度については、婚姻制度や家族のあり方等にかかわる重要な問題として様々な考え方や意見があるため、今後の国における議論の行方を注視しているところです。

【夫婦別姓の結婚が認められてもよい（過去調査結果との比較）】



資料：岡山市男女共同参画に関する市民意識・実態調査結果報告書（令和2年度）

## 基本理念Ⅱ 安心して暮らせる社会

### 基本目標 3 生涯を通じた健康支援

誰もが性別等にかかわらず生涯を通じて心身ともに健康で豊かな暮らしを送るためには、性別による身体機能の違いや特性を十分に理解し、お互いを尊重することが重要です。

市民意識・実態調査によると「子どもを産むことを、夫婦・カップルで話し合うべき」「知識をもった上でライフプランを選択すべき」「女性が産みたくなければ産まないことも認めるべき」の順に、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」人の割合が高い結果となっています。

女性の社会進出や晩婚化、晩産化が進む中、働きながら妊娠・出産する女性や不妊に悩む人が増えていることから、<sup>にんようせい</sup>妊孕性（年齢と妊娠のしやすさ）に関する理解や知識を持ったうえでライフプランを考える必要性が高まっています。

特に女性は妊娠・出産期のみならず、思春期・更年期など生涯を通じて男性とは異なる健康上の問題に直面し、心身や生活の状況が大きく変化することがあるため、女性特有の問題を踏まえたうえで人生の各ステージに応じたきめ細かな身体と心の健康管理・保持増進を支援する取組や相談体制の整備等の充実を図ります。

また、妊娠や出産などに関して、本人の意思が尊重されること、心身ともに健康であることは、性別にかかわらず自分らしく充実した人生を送るうえでとても重要であることから、性と生殖について自己決定を行い、生涯にわたる健康を享受する権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）<sup>\*1</sup>の理解について教育とも連携して学習機会の充実や啓発に努めます。

#### <sup>にんようせい</sup>～妊孕性について～

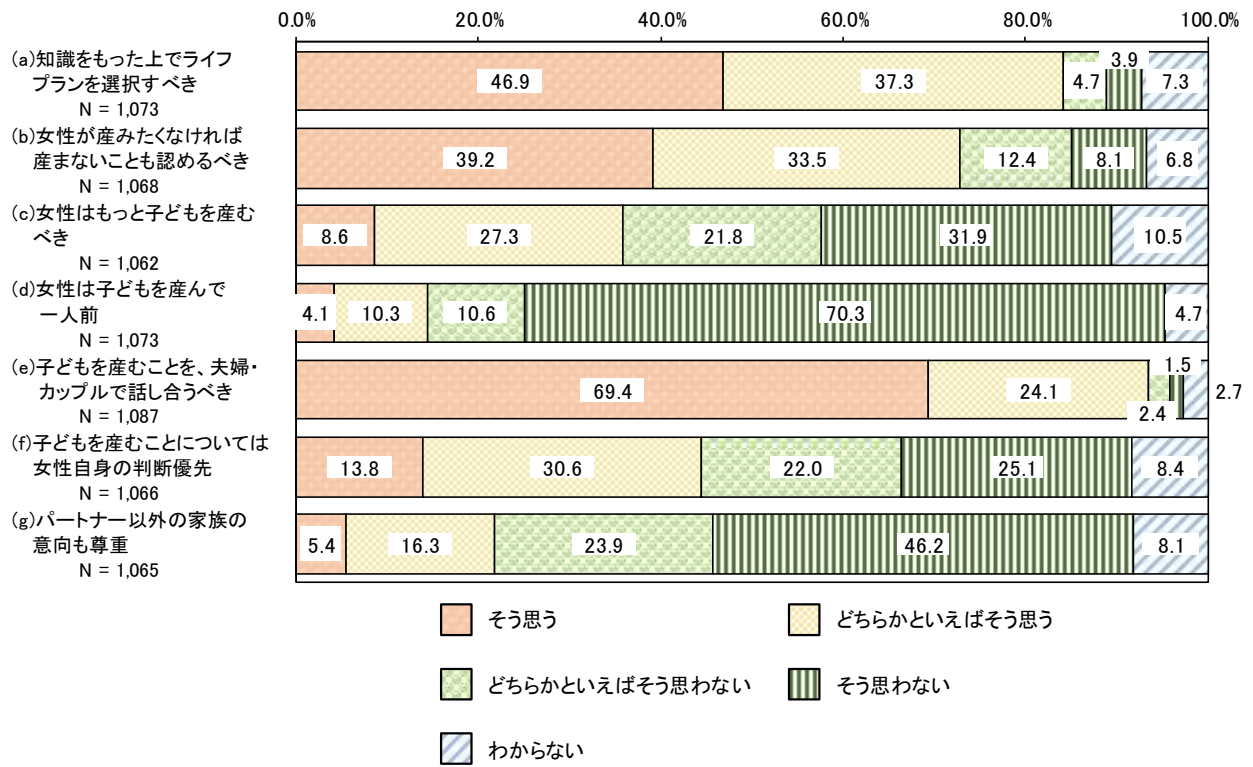
<sup>にんようせい</sup>妊孕性とは、「妊娠する力」や「妊娠のしやすさ」のことを言います。女性は30歳頃から徐々に妊娠する力が下がり始め、一般に、40歳を過ぎると妊娠は難しくなります。

また、男性の年齢も妊娠率の低下に関係しているというデータがあります。

晩婚化が進む中、子どもを持ちたいと希望するにもかかわらず不妊で悩む人が増加しています。妊娠する力は年齢だけでなく男女ともに睡眠や食事、運動などの生活習慣や、ストレス、喫煙などとも深く関係します。仕事や結婚、子どもをつくる、つくらないなど、人生にはいろいろな選択肢があり、正しい情報に基づき自分自身の意思をもってライフプランを考えることが大切です。

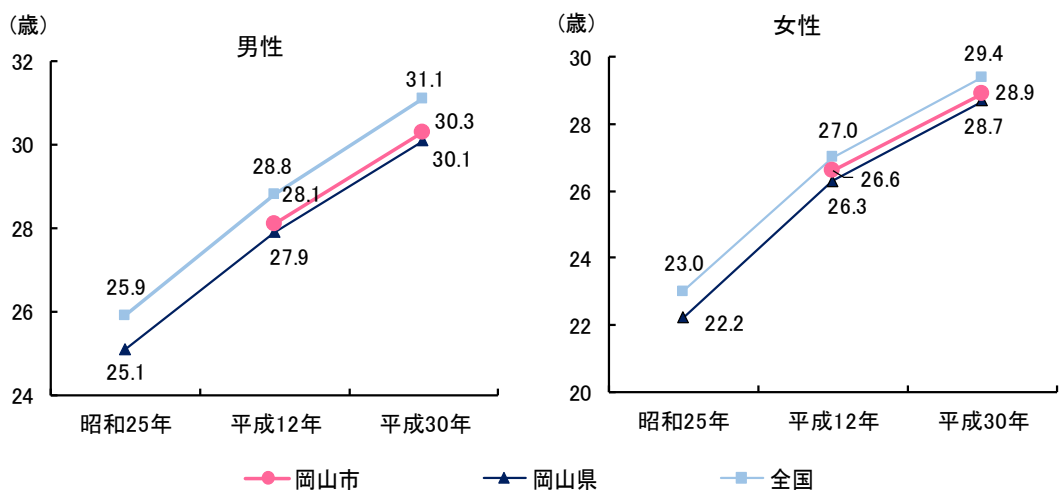
\*1 リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖の健康と権利）：自分たちの子どもの数や出産する時期などについて自己決定を行い、生涯を通じて健康を享受する権利をいう。男女がともに持つ権利であるが、とりわけ女性の重要な権利とされている。

### 【女性が子どもを産むことに関して】



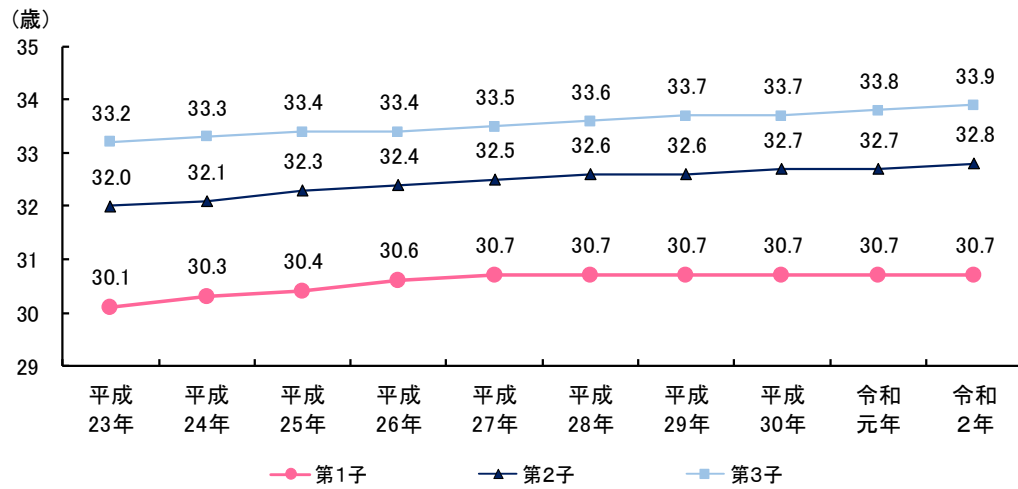
資料：岡山市男女共同参画に関する市民意識・実態調査結果報告書（令和2年度）

### 【平均初婚年齢（岡山市・岡山県・全国）】



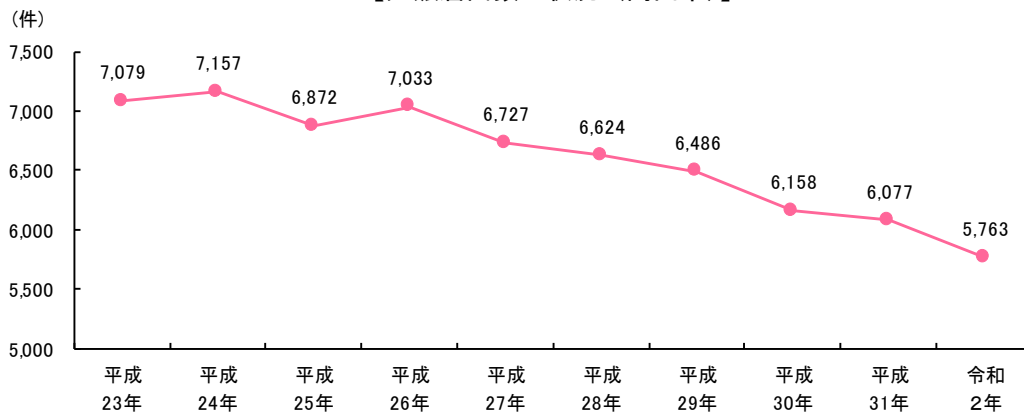
資料：人口動態調査

【母親の平均出生時年齢の年次推移（全国）】



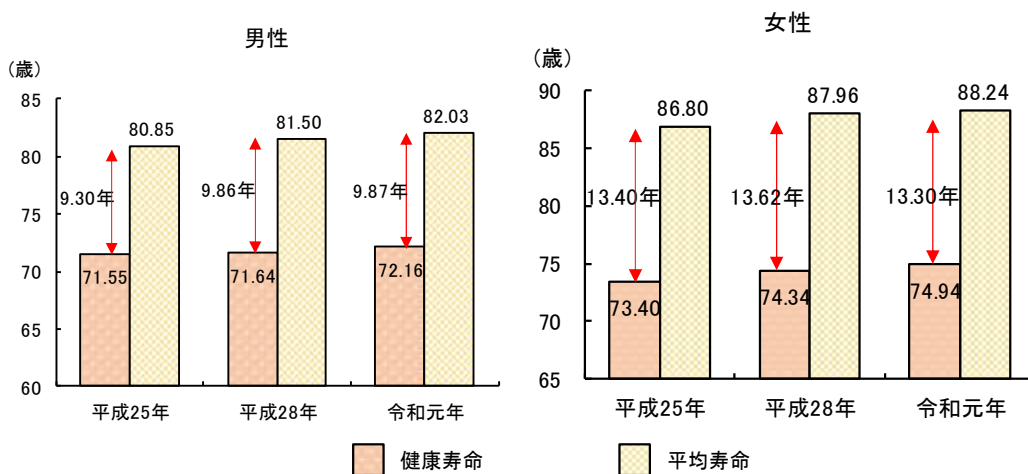
資料：人口動態調査

【妊娠届出数の状況（岡山市）】



資料：岡山市

【岡山市の健康寿命】



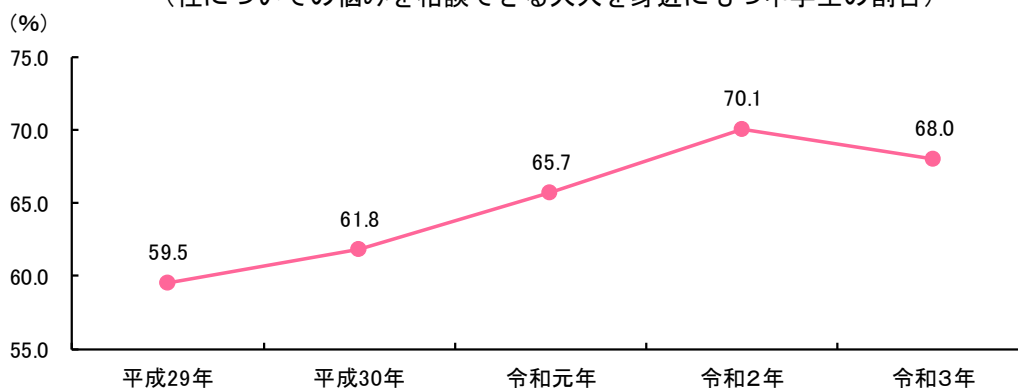
資料：国民生活基礎調査のデータをもとに岡山市が算出

※健康寿命とは

「日常的に介護を必要としないで、自立した生活ができる生存期間」のこと（WHO）

### 【中学生の性に関する相談の充実度（岡山市）】

（性についての悩みを相談できる大人を身近にもつ中学生の割合）



資料：岡山市

#### 数値目標（行政が事業を行ううえで目標とする数値）

数値目標	現状値	目標値
市の実施するエイズ・性感染症・性教育に関する出前講座開催数	78回 (R2)	毎年 80回

#### 成果指標（男女共同参画社会の進展の度合いを測る目安）

成果指標	定義	現状値
中学生の性に関する相談の充実度	性についての悩みを相談できる大人を身近に持つ中学生の割合	68.0% (R3)
乳がん・子宮頸がん検診の受診率	過去1年間に乳がん・子宮頸がん検診を受診した人の割合	乳がん：15.7% 子宮頸がん：10.9% (R2)

## 施策の方向性と具体的施策

### (1) ライフステージに応じた女性の健康支援

#### 具体的施策① 妊娠・出産等に関する相談・支援体制の充実

思春期、妊娠・出産期の身体と心の健康管理・保持増進を支援する取組や相談体制の整備等の充実を図ります。

主な事業	担当課
思春期電話相談の実施	健康づくり課
産前産後相談の実施	健康づくり課
いいお産サポート事業	健康づくり課
不妊や不育に悩む方への治療支援事業	健康づくり課

#### 具体的施策② 健康づくりのための知識の普及啓発

男女がともに生涯を通じて健康に過ごすために、健康問題について理解を促進するとともに、運動する習慣が身に付くよう普及啓発を図ります。

主な事業	担当課
健康市民おかやま21の推進	健康づくり課
介護予防センター事業	地域包括ケア推進課
フレイル対策事業	地域包括ケア推進課

#### 具体的施策③ 健康診査（健診）、乳がん、子宮頸がん検診受診の推進

各種の健康診査（健診）が受診しやすくなるよう、情報提供や啓発に努めます。

また、乳がん等について対象者へ無料クーポン券を発行し、受診率向上を図ります。

主な事業	担当課
各種健康診査の情報提供	健康づくり課
子宮頸がん予防ワクチン接種の実施	感染症対策課
乳がん・子宮頸がん検診の無料クーポン券発行	健康づくり課

#### 具体的施策④ こころの健康づくりの推進

心の悩みを気軽に相談できる体制を整備するとともに、「こころの健康づくり」について情報提供を行います。

主な事業	担当課
ストレス・うつ病についての知識の普及啓発	健康づくり課
こころの健康相談電話の実施	こころの健康センター
こころの健康相談の実施	健康づくり課
自殺予防対策事業	健康づくり課、 こころの健康センター

#### (2) 性と生殖の健康と権利に関する理解の促進

##### 具体的施策① 性に関する学習機会の充実・啓発

性と生殖の健康と権利や、妊孕性（年齢と妊娠のしやすさ）<sup>にんようせい</sup>について理解を深められるよう、取組を進めます。また、エイズや性感染症についての正しい知識を普及し、性について見つめ直す機会の充実を図ります。

主な事業	担当課
性と生殖の健康と権利に関する講座の開催	女性が輝くまちづくり 推進課、公民館
未来のパパ&ママを育てる出前講座（県事業）への協力	健康づくり課
エイズ・性感染症・性教育出前講座の実施	感染症対策課、 保健体育課
性について考える講座の開催	女性が輝くまちづくり 推進課、公民館

##### 具体的施策② 学校における性に関する指導の充実

性と生殖に関して健康であることの重要性を理解し、自分自身を大切にするとともに、相手の心身の健康についても思いやりを持てるよう、発達段階に応じた性教育の充実を図ります。

主な事業	担当課
「いのちを育む授業」プログラムの実施	健康づくり課、 保健体育課
学校教職員を対象とした性と性感染症に関する研修会の実施	感染症対策課
児童・生徒を対象とした性に関する相談の実施	保健体育課

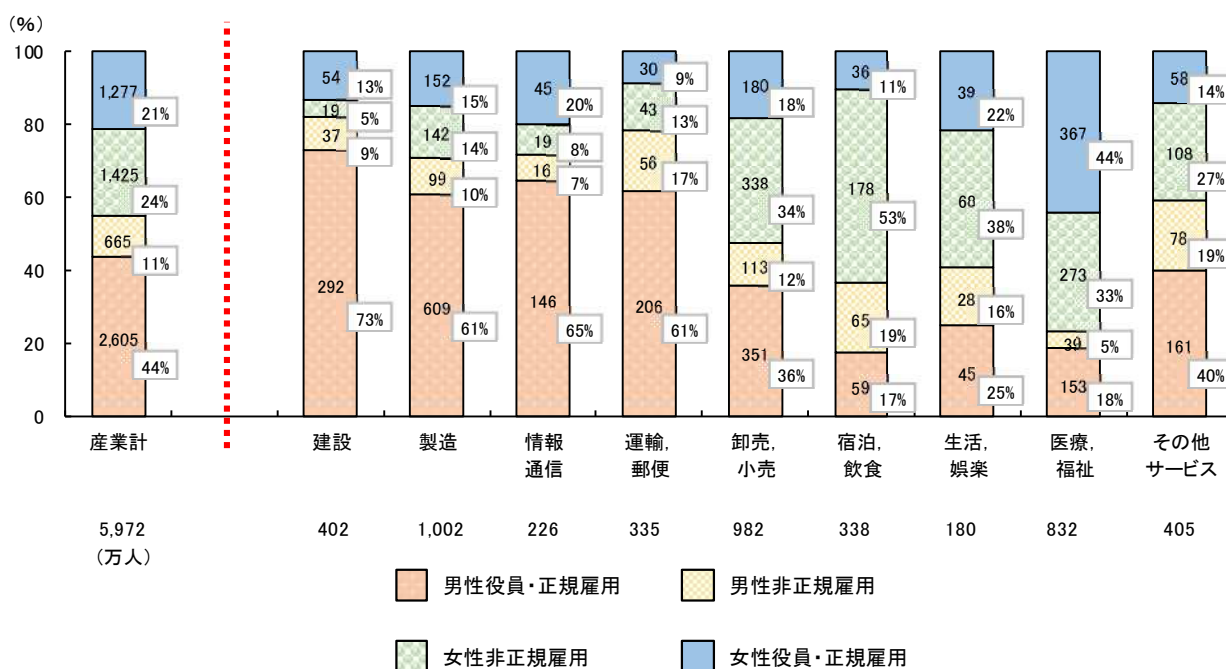


## 基本目標 4 困難を抱える女性への支援

働く女性の半数以上は非正規雇用労働者であり、特に「宿泊、飲食業」における女性非正規雇用労働者の割合が多くなっています。そのため、コロナ禍では女性の雇用者数が大幅に減少しました。また、コロナ禍での休校・休園やテレワークの増加などで、家庭内での女性の負担が増えました。このようにコロナ禍は、これまで解消されていない日本社会の男女格差を顕在化するものとなりました。

貧困等様々な困難を抱える女性への支援として、ひとり親家庭に対する子育て支援や就労支援など、それぞれの家庭の状況に応じた支援を行います。また、女性が抱える様々な悩みごとの相談に応じ、各機関が連携して支援します。

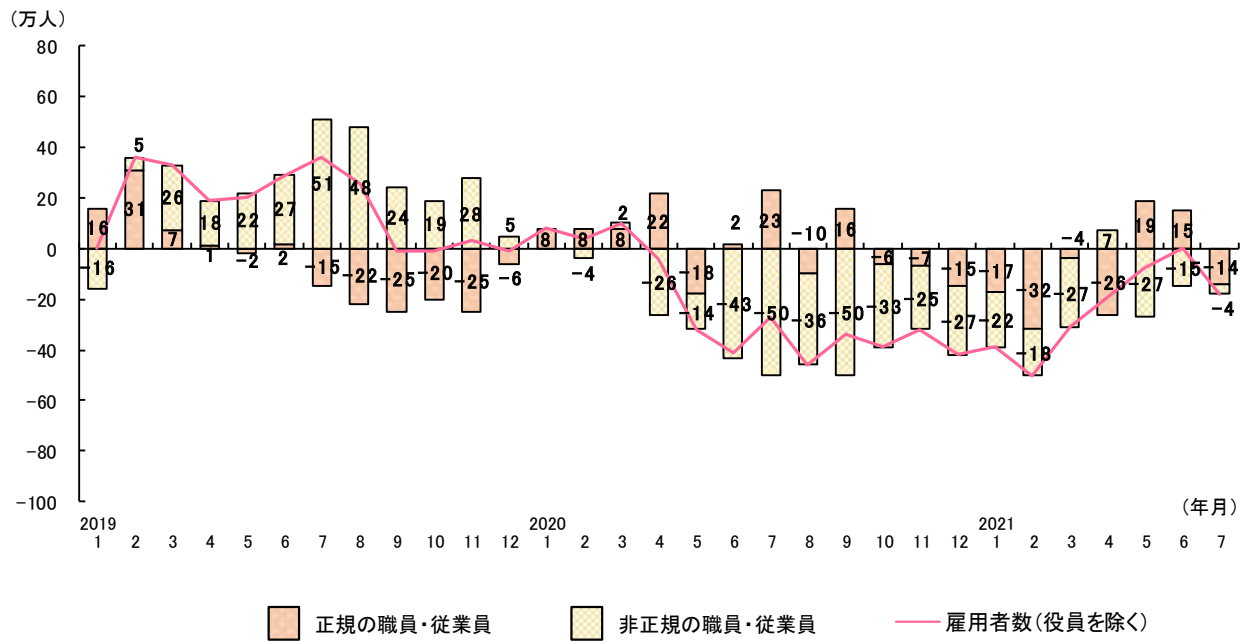
【産業別雇用者の男女別・雇用形態別の割合（2020年）（全国）】



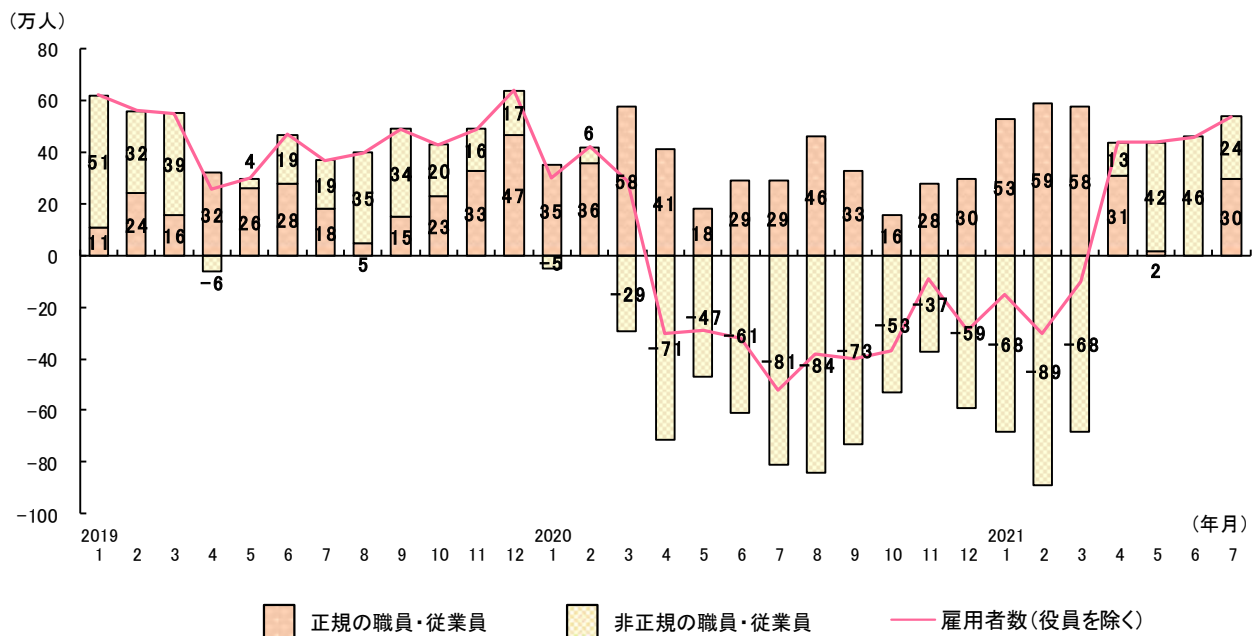
資料：コロナ下の女性への影響について（内閣府男女共同参画局）  
（総務省「労働力調査」より作成）

【雇用者数（役員を除く）の推移（全国）】

[雇用形態別雇用者数の前年同月差（男性）]

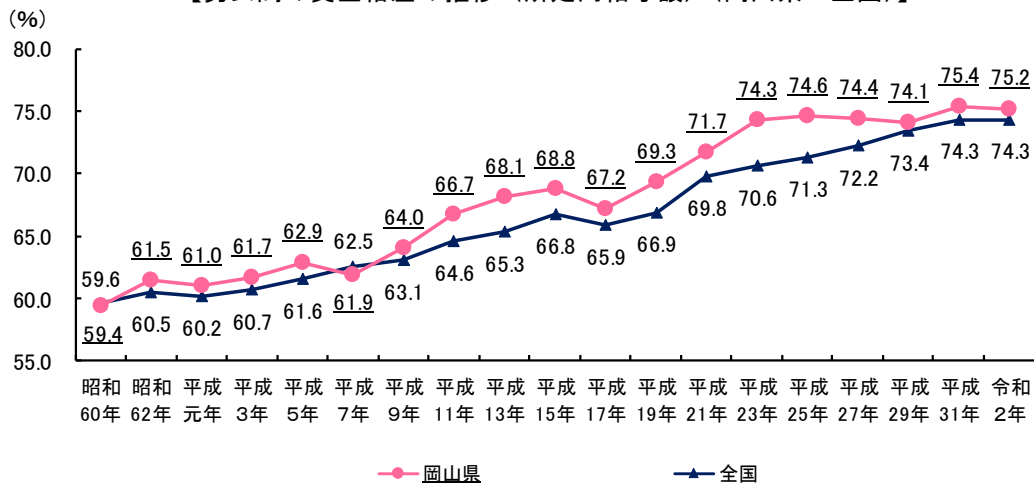


[雇用形態別雇用者数の前年同月差（女性）]



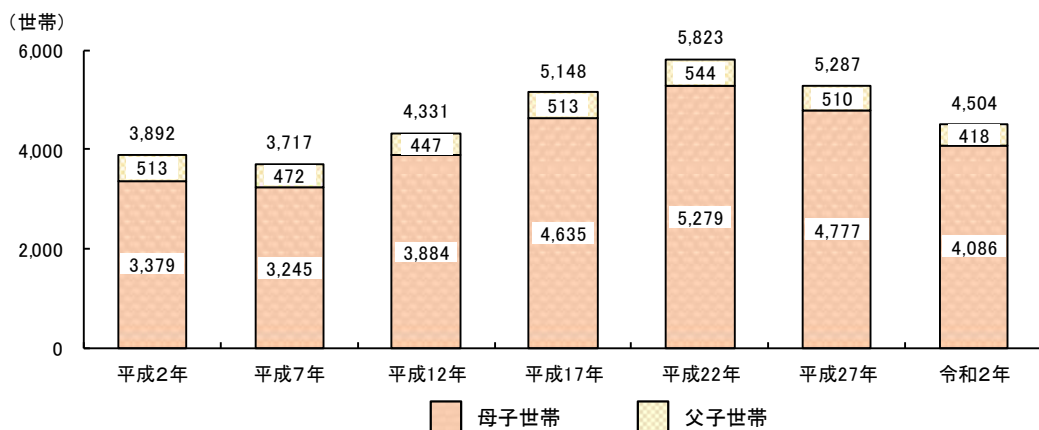
資料：コロナ下の女性への影響について（内閣府男女共同参画局）  
（総務省「労働力調査」より作成）

【男女間の賃金格差の推移（所定内給与額）（岡山県・全国）】



資料：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

【母子・父子世帯数（岡山市）】



資料：国勢調査

**数値目標** (行政が事業を行ううえで目標とする数値)

数値目標	現状値	目標値
女性のための生活や就労を考える講座の参加者数	-	毎年50人

**成果指標** (男女共同参画社会の進展の度合いを測る目安)

成果指標	定義	現状値
男女の賃金格差（岡山県）	厚生労働省「賃金構造基本統計調査」による男女間の賃金格差（所定内給与額）	75.2% (R2)

## 施策の方向性と具体的施策

### (1) 貧困等生活上の困難を抱える女性への支援

#### 具体的施策① 女性や子どもの貧困対策の推進

貧困など困難を抱える女性や家庭の早期発見に努め、経済的支援や就労、生活面などの支援を行うとともに、貧困を子どもの将来まで連鎖させないよう、子どもに対する学習支援等の貧困対策を進めます。

主な事業	担当課
就学援助制度により、公立小・中学校での学習に必要な費用の一部を支給	就学課
高等学校等の修学のための奨学金の給付	こども福祉課
就学援助世帯の小学四年生に学童服支給 生活保護世帯の小中学校一年生に学童服購入助成金交付 生活保護世帯の児童、生徒に対し、小中学校入学時に祝金支給	福祉援護課
「岡山市寄り添いサポートセンター」における相談及び就労支援や生活の安定に向けた支援	生活保護・自立支援課
生活困窮世帯の小学生から高校生世代への学習サポート等	生活保護・自立支援課、こども福祉課
家庭による児童の養育が困難となった場合に一時的に児童福祉施設等に児童の養育を委託する子育て短期支援（ショートステイ）	こども福祉課

#### 具体的施策② 非正規雇用労働者等への支援

不安定な就業を継続せざるを得ない非正規雇用労働者に対して、正規雇用化に向けての支援を行います。また、女性がライフプランや仕事について考えていけるような講座を行います。

主な事業	担当課
正規雇用化に向けての支援	女性が輝くまちづくり推進課
女性のための生活と就労を考える講座の開催	女性が輝くまちづくり推進課

### 具体的施策③ ひとり親家庭（母子家庭）への支援

ひとり親家庭、とりわけ貧困率の高い母子家庭に対して、きめ細かな相談を行い、経済的支援、就労支援、生活支援など自立に向けた支援を行います。

主な事業	担当課
ひとり親家庭等医療費の助成	医療助成課
児童扶養手当の支給	こども福祉課
母子家庭等ひとり親の資格取得等による自立を支援する給付金の支給	こども福祉課
母子・父子自立支援員の配置	こども福祉課
母子生活支援施設（仁愛館）における支援	こども福祉課
離婚前後からの相談、養育費履行確保の支援	こども福祉課

### 具体的施策④ 様々な困難や不安を抱える人への支援

高齢者・障害者・外国人などで、女性であることでさらに複合的に困難な状況におかれている人への支援に関する情報提供や、孤独・孤立で不安を抱える女性への支援を行います。

主な事業	担当課
困難や不安を抱える人への支援	女性が輝くまちづくり推進課
各相談窓口での情報提供	女性が輝くまちづくり推進課、関係課

## 基本目標5 災害対応における男女共同参画の促進

災害対応において、様々な意思決定過程に女性の参画が十分に確保されていない場合、女性と男性のニーズの違いなどが配慮されないといった課題があります。

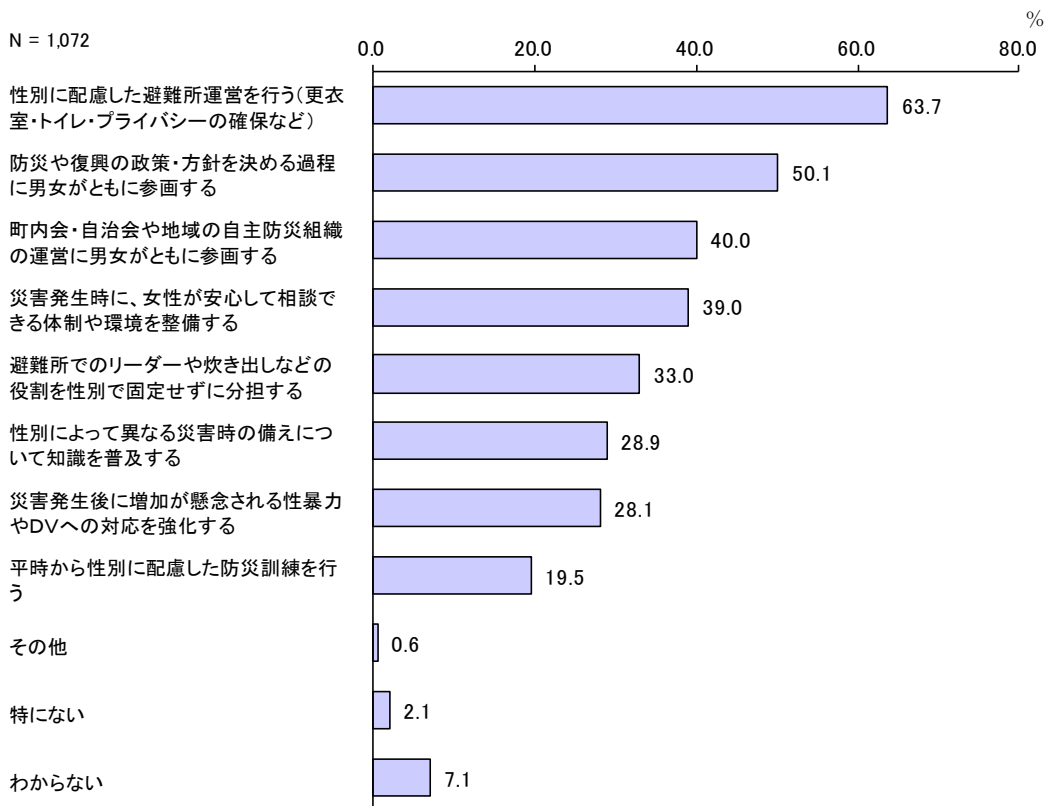
東日本大震災や熊本地震の報告によると、避難所運営に女性リーダーが加わることで、様々なニーズを取りまとめ、運営がうまくいったという事例があります。

市民意識・実態調査によると、防災対応において男女共同参画の視点から必要なこととして、「性別に配慮した避難所運営を行う」「防災や復興の政策・方針を決める過程に男女がともに参画する」が上位に挙げられています。

災害時に全ての避難者が安心して避難生活を送れるように、平時から男女共同参画の視点を取り入れた防災対策を促進するとともに、自主防災組織の方針決定の場への女性の参画拡大を促進します。

また、性別等を理由に困難な状況におかれる人がないように、災害時の性別にかかわる悩みや暴力を想定し、相談体制を構築します。

【防災対応において男女共同参画の視点から必要なこと】



資料：岡山市男女共同参画に関する市民意識・実態調査結果報告書（令和2年度）

**数値目標** (行政が事業を行ううえで目標とする数値)

数値目標	現状値	目標値
女性の視点を取り入れた防災ハンドブックの配布数	-	50,000冊 (R8.4.1)

**成果指標** (男女共同参画社会の進展の度合いを測る目安)

成果指標	定義	現状値
女性消防団員数	女性消防団員の人数	118人 (R3.4.1)
女性の防災士の割合	町内会を通じて防災士資格を取得した人のうち女性の割合	9.1% (R3)

**施策の方向性と具体的施策****(1) 男女共同参画の視点からの災害対応****具体的施策① 地域防災における女性の参画拡大**

防災分野での固定的な性別役割分担を見直し、女性の視点に立った配慮がなされるよう取組を進め方針決定の場への女性の参画拡大を促進します。また、女性消防団員の増加を図るなど、女性の参画を進めます。

主な事業	担当課
地域防災における女性の参画拡大の促進	危機管理室
女性消防団員増加の推進	消防企画総務課

**具体的施策② 女性の視点を取り入れた防災の啓発**

防災活動において、女性の視点を取り入れた性別等に配慮した啓発を行います。

主な事業	担当課
女性の視点を取り入れた防災をテーマとした講座の開催	危機管理室、女性が輝くまちづくり推進課、公民館
女性の視点を取り入れた防災ハンドブックの配布	危機管理室

**具体的施策③ 避難所における性別に伴う困りごとへの相談支援**

災害時の性別等にかかわる悩みや暴力を想定し、相談体制を構築します。

主な事業	担当課
災害時における専用相談窓口の開設	女性が輝くまちづくり推進課

## 基本目標 6

## DVや性暴力・性犯罪の防止と被害者支援（DV対策基本計画）

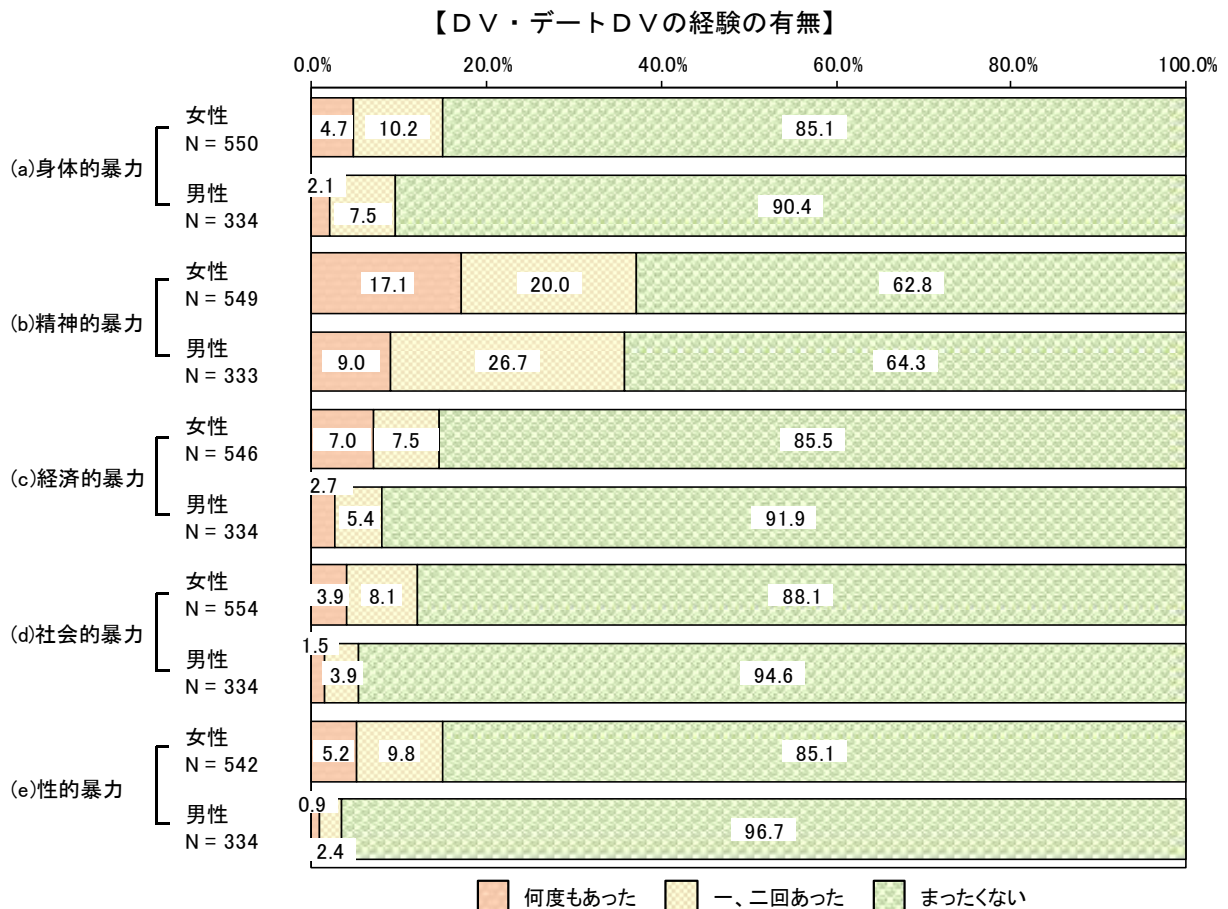
DVや性暴力・性犯罪の被害者に対しては、相談から保護・自立支援、自立後の継続的支援にいたるまで、専門的な支援を早期から切れ目なく行うことが必要です。

市民意識・実態調査では、公的相談機関の認知度は3割以下と低い割合となっており、周知が十分行き届いているとは言えず、男女共同参画相談支援センター（相談ほっとライン）の周知を徹底するとともに、DVについての認識や理解を促進する取組を幅広い対象、世代に対し行う必要があります。

DV等について、人権を侵害する行為であるという理解を深め、発生の防止、あるいは、早期に発見するため、市民への意識啓発を行います。また、デートDVや性犯罪・性暴力被害から若年層を守るため、教育現場と連携し意識啓発に努めるとともに、地域全体で防犯活動の推進に努めます。

被害者支援については、相談や支援に関わる職員の専門性の向上を図り、被害者の立場に立った相談対応に努めます。

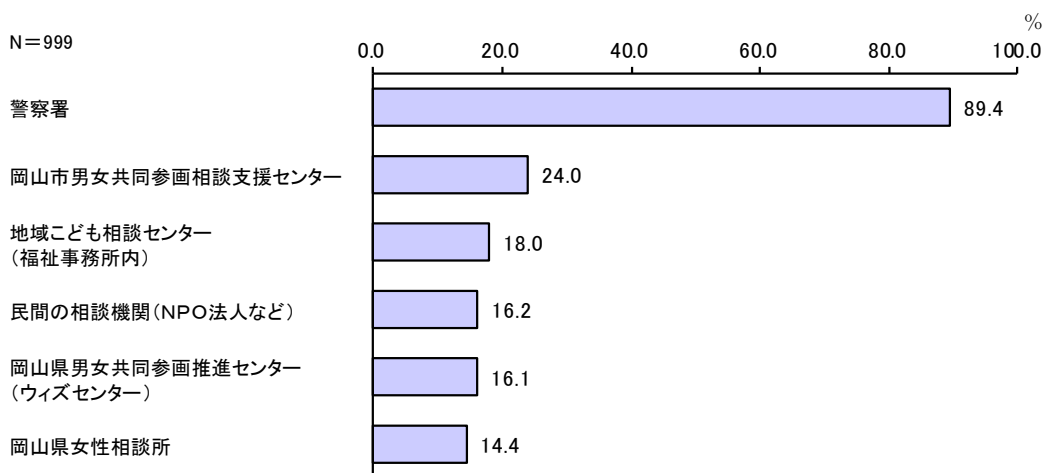
さらに、DV被害からの回復や生活再建には長い時間がかかるため、関係機関や民間支援団体との連携、協働を強化することで、DV被害者の保護、自立に向けた支援の充実に努めます。



資料：岡山市男女共同参画に関する市民意識・実態調査結果報告書（令和2年度）

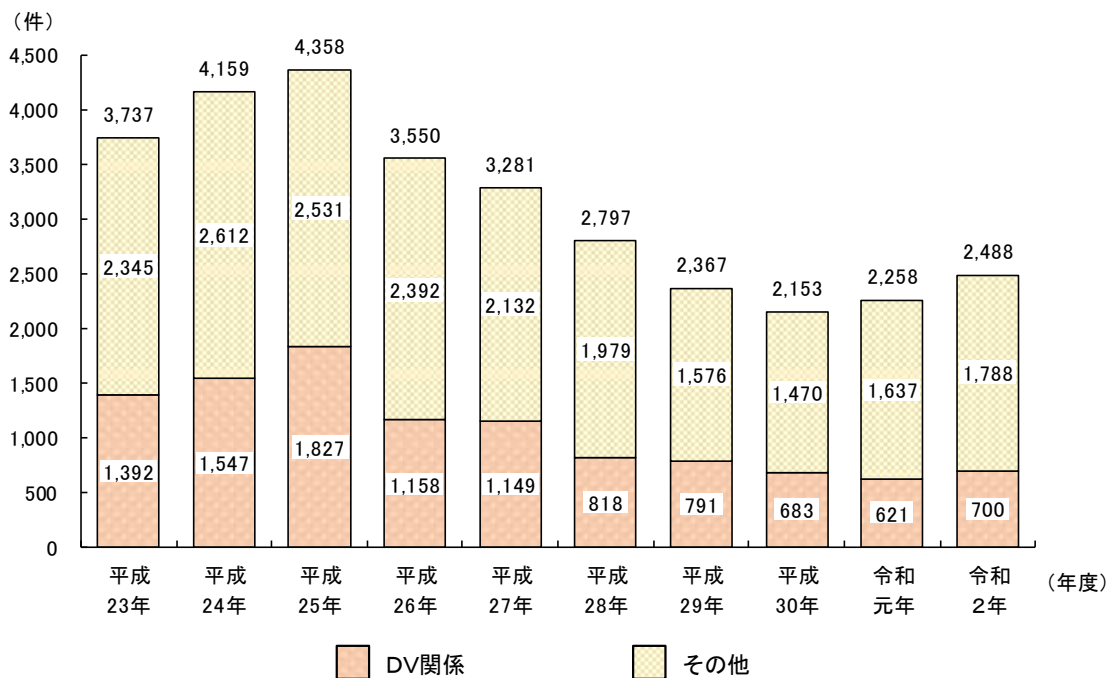


【DV・デートDVの相談機関の認知度】



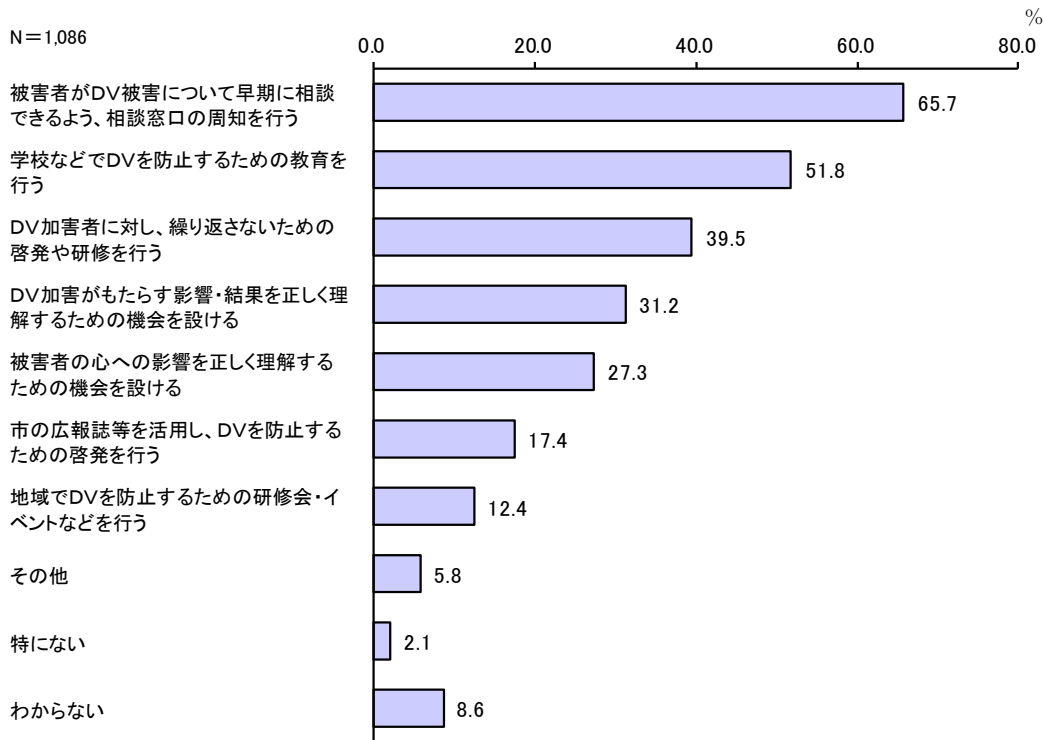
資料：岡山市男女共同参画に関する市民意識・実態調査結果報告書（令和2年度）

【男女共同参画相談支援センターにおける相談件数】



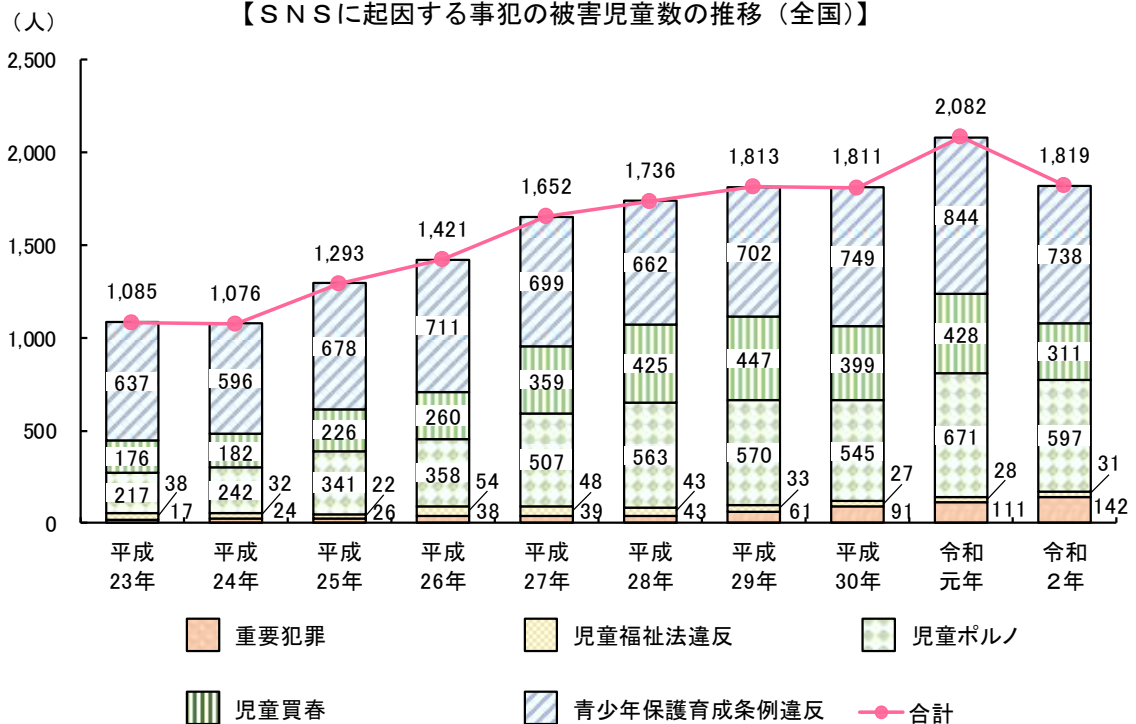
資料：岡山市

### 【DV・デートDVの防止策について】



資料：岡山市男女共同参画に関する市民意識・実態調査結果報告書（令和2年度）

### 【SNSに起因する事犯の被害児童数の推移（全国）】



資料：警察庁

**数値目標**（行政が事業を行ううえで目標とする数値）

数値目標	現状値	目標値
市の実施するDV・デートDV・性暴力・性犯罪防止啓発事業の参加者数	224人 (R2)	毎年 500人

**成果指標**（男女共同参画社会の進展の度合いを測る目安）

成果指標	定義	現状値
男女共同参画相談支援センターの認知度	男女共同参画相談支援センターを知っている人の割合	24.0% (R2)
配偶者等からの暴力を受けたことがある人の割合	配偶者・パートナーや恋人など親密な関係の人から身体的・精神的等の暴力を受けたことがある人の割合	身体：13.1% 精神：36.8% 経済：12.0% 社会：9.4% 性的：10.5% (R2)
性犯罪の認知件数	強制わいせつ、強制性交等の認知件数	29件 (R2)

**施策の方向性と具体的施策**

**（1）暴力の未然防止・再発防止のための取組と推進**

**具体的施策① 市民へのDV、性暴力・性犯罪防止の啓発**

DV・デートDV、性暴力・性犯罪等について、人権を侵害する行為であるという理解を深め、その発生を防止したり早期に発見するため、広く市民への意識啓発を行います。

主な事業	担当課
市民へのDV・デートDV等に関する講座の実施	女性が輝くまちづくり推進課、公民館
DV・デートDV等に関する広報	女性が輝くまちづくり推進課

## 具体的施策② 小中高生等への啓発

DV・デートDVや性暴力・性犯罪被害から若年層を守るため、教育現場と連携し意識啓発に努めます。

主な事業	担当課
中学校・高校・大学へのDV・デートDV等をテーマとした出前講座の実施	女性が輝くまちづくり推進課
デートDVパンフレットの配布	女性が輝くまちづくり推進課
学校教職員を対象としたDV・デートDVを含む、さまざまな人権課題をテーマとした研修の実施	教育研究研修センター

## 具体的施策③ 地域における防犯活動の推進

性暴力・性犯罪の防止につながる地域防犯の推進に努めます。

主な事業	担当課
地域ボランティアに対する支援の実施	生活安全課
防犯カメラの設置支援	生活安全課
就学前の園児を対象とした生活安全指導の実施	生活安全課
SOS子どもかけこみ110番ステッカーの配布	地域子育て支援課

## (2) 被害者の早期発見及び相談体制の充実と関係機関等の連携

### 具体的施策① 被害者を早期に発見するための環境づくり

DVの相談機関の周知を図るとともに、保健・医療機関や学校園、地域団体など関係機関と情報共有し、潜在化しやすい被害者の早期発見に努めます。

主な事業	担当課
DV相談窓口を掲載したカード、リーフレット等の作成・配布	女性が輝くまちづくり推進課
インターネットを活用した情報発信	女性が輝くまちづくり推進課
地域で活動している関係団体等への情報提供や研修の実施	女性が輝くまちづくり推進課、関係課

### 具体的施策② 男女共同参画相談支援センターを中心とした相談体制の充実

一般相談に加え、被害者が法律や心理等について専門的な立場から助言を得られるよう特別相談を実施するとともに、外国人や高齢者等に対しては関係課が連携して支援にあたるなど、複雑化・深刻化する相談への支援の充実を図ります。そのため、相談員や家庭・女性相談員の研修を充実し、その資質と能力の向上を図ります。相談にあたっては、被害者が繰り返し被害の状況を説明することは負担が大きいいため、二次的被害の防止に努めます。

また、犯罪被害者や家族が、相談を通じて情報提供等を受けられるよう、相談体制を充実します。

主な事業	担当課
男女共同参画相談支援センターでの一般相談及び弁護士や精神科医師等の専門家による特別相談の実施	女性が輝くまちづくり推進課
各福祉事務所での家庭・女性相談員による一般相談の実施	こども福祉課
日本語の会話による相談が困難な外国人や障害のある相談者に対する、通訳や手話等を介した相談や支援の実施	女性が輝くまちづくり推進課、国際課、障害福祉課
高齢の相談者に対する、地域包括支援センター等と連携した相談や支援の実施	女性が輝くまちづくり推進課、地域包括ケア推進課
相談員の資質向上と負担軽減のため、専門的立場からの助言や指導を受けるスーパーバイズの実施	女性が輝くまちづくり推進課
相談員、家庭・女性相談員に対する研修の実施	女性が輝くまちづくり推進課、こども福祉課
北区中央福祉事務所における犯罪被害者等総合相談窓口での相談の実施	生活安全課
被害者への二次的被害の防止等のため、関係窓口職員の研修の実施	生活安全課

### 具体的施策③ 関係機関や団体との連携・協力体制の強化

被害者の発見・相談・保護・自立等のそれぞれの段階で、切れ目のない支援を行うため、警察や医療機関、学校、地域団体、NPO、庁内の関係課等との連携・協力体制を強化します。

主な事業	担当課
関係課の効果的な連携のための庁内ネットワーク会議の設置	女性が輝くまちづくり推進課
女性相談所など関係機関との連携・協力のための連絡会議への参加	女性が輝くまちづくり推進課
困難なケースなどについて協議する関係者の連絡会議への参加	女性が輝くまちづくり推進課
DV被害者や犯罪被害者等を支援する民間団体との情報交換	女性が輝くまちづくり推進課

### (3) 被害者の保護・自立に向けての支援

#### 具体的施策① 被害者の保護のための支援

緊急一時保護の実施、各種制度の情報提供や利用の斡旋等の援助を行います。

主な事業	担当課
DV被害者緊急一時保護の実施	女性が輝くまちづくり推進課
「DV防止法」に基づく一時保護につなぐ際、同伴する子どもを被害者と別に保護する必要がある場合に、関係部署が連携した保護の実施	女性が輝くまちづくり推進課、関係課
「DV防止法」に基づく一時保護の受託	こども福祉課

#### 具体的施策② 被害者の自立に向けた支援

被害者の自立に向けて、住居確保や司法的な解決に向けた支援、経済的自立や心の回復に向けた支援等を行います。

主な事業	担当課
保護命令や離婚調停手続きへの支援及び被害者への同行支援の実施	女性が輝くまちづくり推進課
外国人相談者に対する就労や生活に必要な日本語の学習機会の提供	国際課
専門的な心のケアが必要な相談者に対するこころの健康センターでの相談の実施	こころの健康センター
民間のDV被害者支援団体に対するDVシェルター運営の補助金交付	女性が輝くまちづくり推進課
就労に関する相談窓口についての情報提供	女性が輝くまちづくり推進課、こども福祉課
子どもを同伴する被害者が安心して就労のための活動ができるように保育所・認定こども園等への入園の配慮	就園管理課
DV被害者の市営住宅の優遇抽選	住宅課
岡山県居住支援協議会との連携等による賃貸住宅の情報提供	住宅課
東部リユースぷらざで提供している家具・家電製品・自転車等の優先的な無償での提供	女性が輝くまちづくり推進課、東部リユースぷらざ
岡山市犯罪被害者等支援金の支給	生活安全課

### 具体的施策③ DVが起きている家庭等の子どもへの支援

DVが子どもに及ぼす影響は大きいことから、それぞれの子どもの状況に応じ、心のケアや安心して生活できる環境づくりを図るために、関係機関等が連携して取り組みます。

主な事業	担当課
学校園や保育所等の教職員に対する、DVの特性や子どもに配慮すべき事項等についての周知	女性が輝くまちづくり推進課、指導課、保育・幼児教育課、幼保運営課
関係機関の連携による、被害者の子どもの就学への対応及び相談や支援の実施	こども総合相談所、こども福祉課、指導課、就学課、保育・幼児教育課、幼保運営課
関係機関の連携による、子どもが安心して過ごせる居場所の確保や心のケアの実施	こども総合相談所、こども福祉課、地域子育て支援課
地域の保健活動における子どもの発育や発達に関する相談の実施	健康づくり課

### 具体的施策④ 住民基本台帳の閲覧制限の支援措置

DV被害者の保護のために、住民基本台帳の閲覧制限の支援措置を適切に行います。

主な事業	担当課
住民基本台帳事務における支援措置の実施	女性が輝くまちづくり推進課、各区市民保険年金課

## 基本理念Ⅲ 能力を発揮し活躍できる社会（女性活躍推進計画）

### 基本目標 7 ワーク・ライフ・バランスの推進

誰もが個性と能力を十分に発揮して社会において活躍するためには、仕事と、家事・育児・介護などの家庭生活や、自己啓発、地域でのボランティアなど様々な活動との調和が大切です。

市民意識・実態調査によると、「仕事」「家庭生活」「地域・個人の生活」における優先度の理想と現実では大きな違いがみられます。

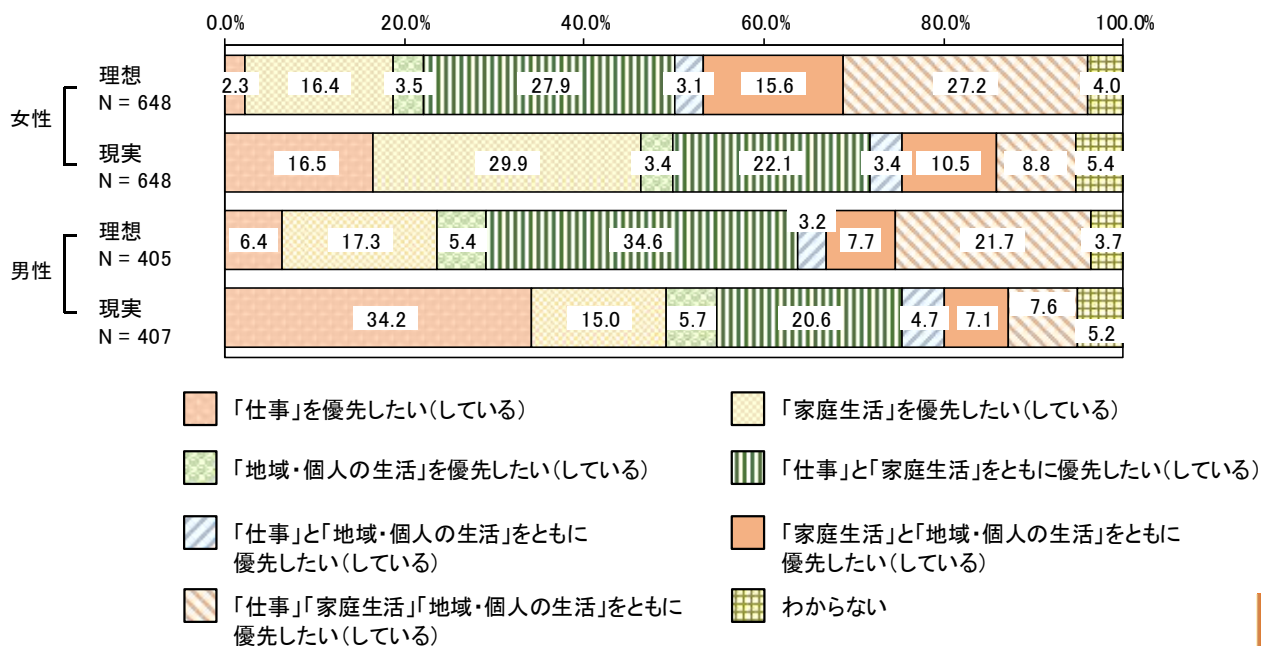
また、令和3年度に実施した「女性活躍及びワーク・ライフ・バランスに関する調査」によると、テレワークやフレックスタイム等、多様な働き方ができる制度を導入している企業が増えており、今後もさらに男性型の労働慣行を改め長時間労働を是正し、多様な働き方を可能とする職場環境づくりをすることが必要です。

これらのことから、ワーク・ライフ・バランスの重要性について、特に企業の経営者や管理職の意識改革を図るとともに、社会全体の意識を高めるため広く市民に啓発を進め、男性の育児・介護休業取得や育児・介護の参画促進の支援をはじめ、男性の家庭生活への参画促進に向けた様々な啓発に取り組みます。

それに加え、誰もが安心して子育てや介護をしながら仕事との両立ができるように、待機児童の解消や病児保育・延長保育など、多様なニーズに対応する保育等サービス、放課後児童クラブ等の充実とともに、高齢者に対する地域包括支援センター等における介護や医療など様々な面からの総合的支援や相談体制の充実を図り、子育てや介護を地域社会全体で支援していく機運を高めていきます。

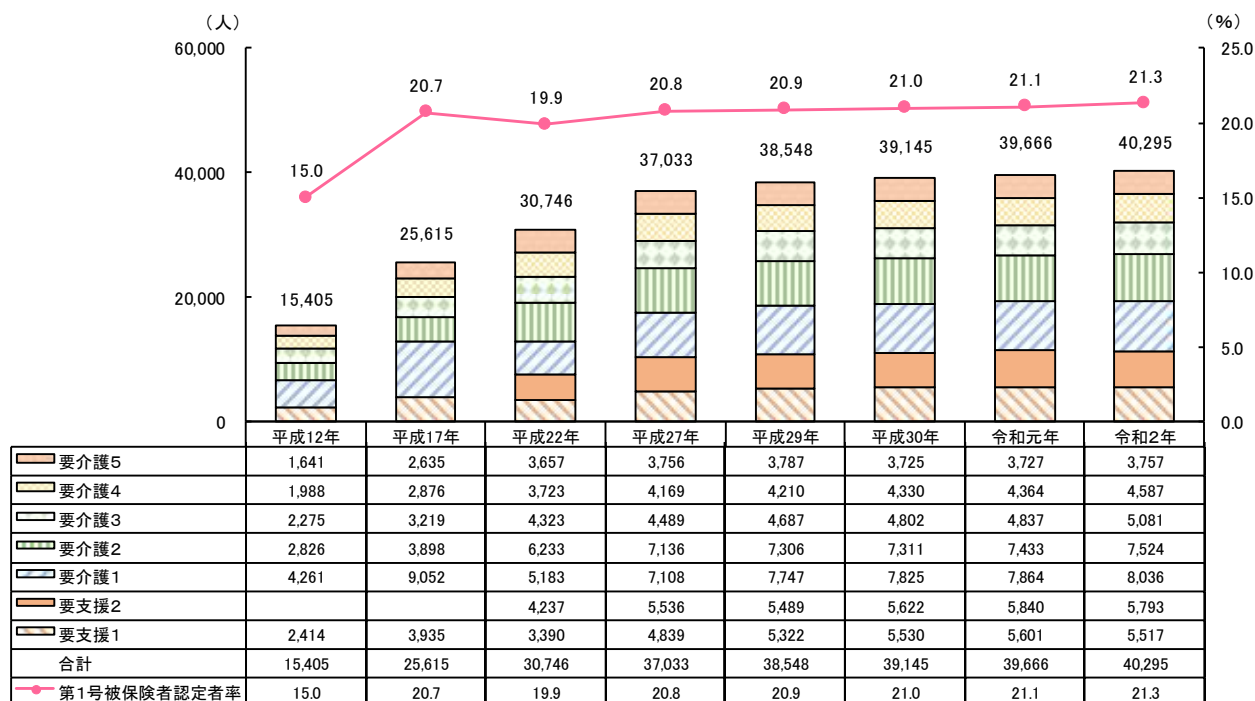


【仕事と生活の調和についての理想と現実】



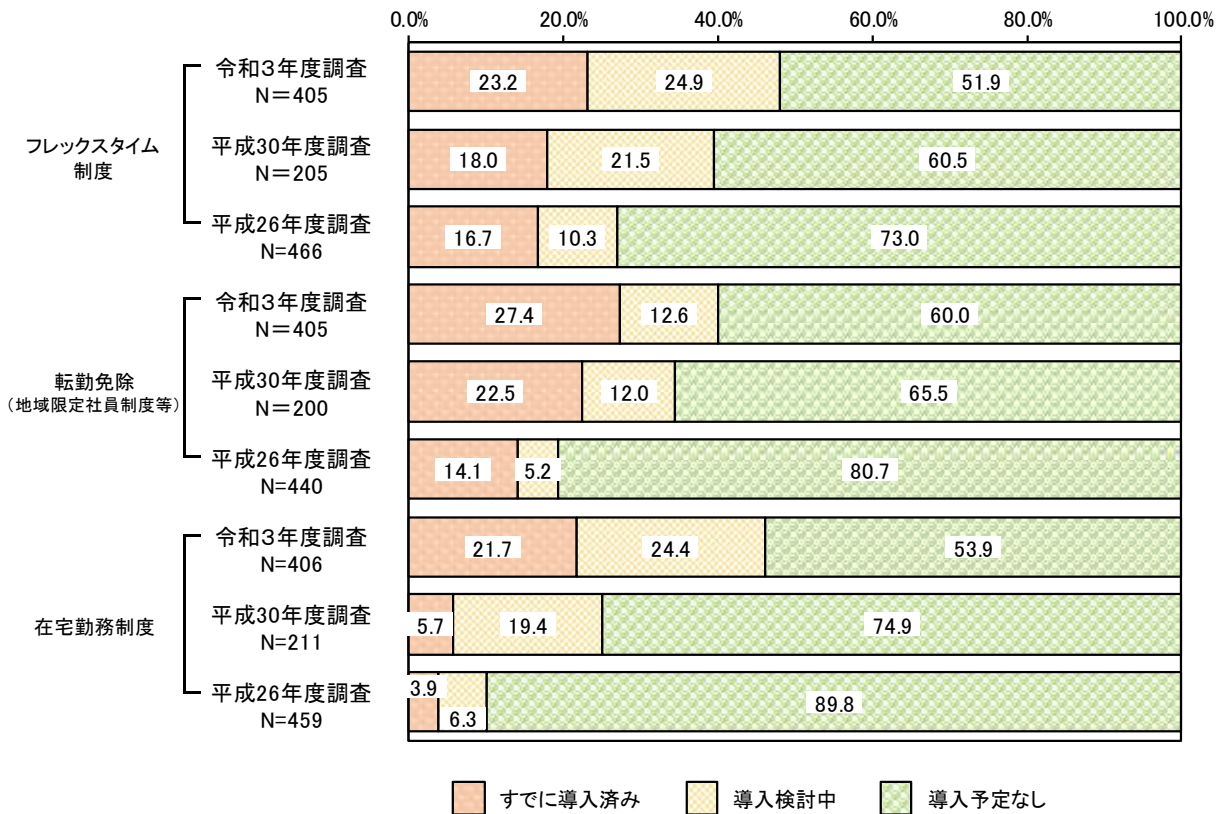
資料：岡山市男女共同参画に関する市民意識・実態調査結果報告書（令和2年度）

【65歳以上被保険者・要介護認定者数・要介護認定率（岡山市）】



資料：岡山市第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画  
 ※要介護（要支援）認定者には第2号被保険者数を含む

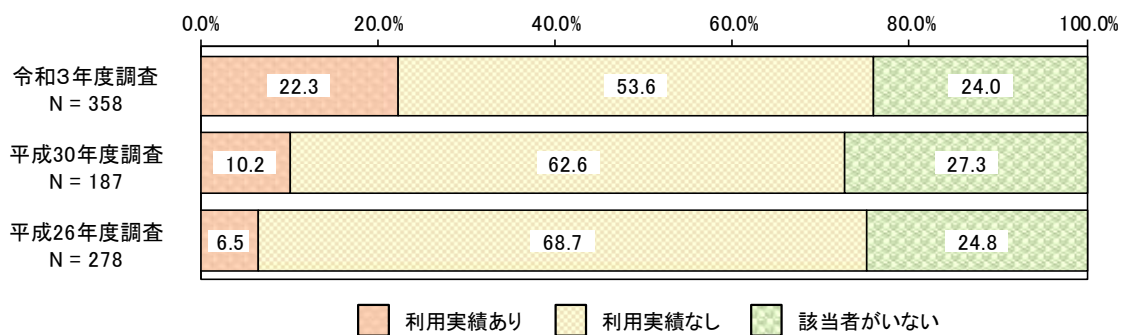
【市内企業における仕事と家庭の両立支援の取組について】



資料：岡山市女性活躍及びワーク・ライフ・バランスに関する調査報告書 (令和3年度)

注) 岡山市女性活躍及びワーク・ライフ・バランスに関する調査の調査対象企業について  
 平成26年度・平成30年度調査＝岡山県企業年報から10人以上の市内企業を抽出した。  
 令和3年度調査＝岡山商工会議所、岡山北商工会、岡山西商工会、岡山南商工会、赤磐商工会に  
 属する従業員10人以上の市内企業を抽出した。

【市内企業における男性育児休業制度の利用状況について】



資料：岡山市女性活躍及びワーク・ライフ・バランスに関する調査報告書 (令和3年度)

注) 各調査年度前の過去3年間の男性の育児休業制度利用実績

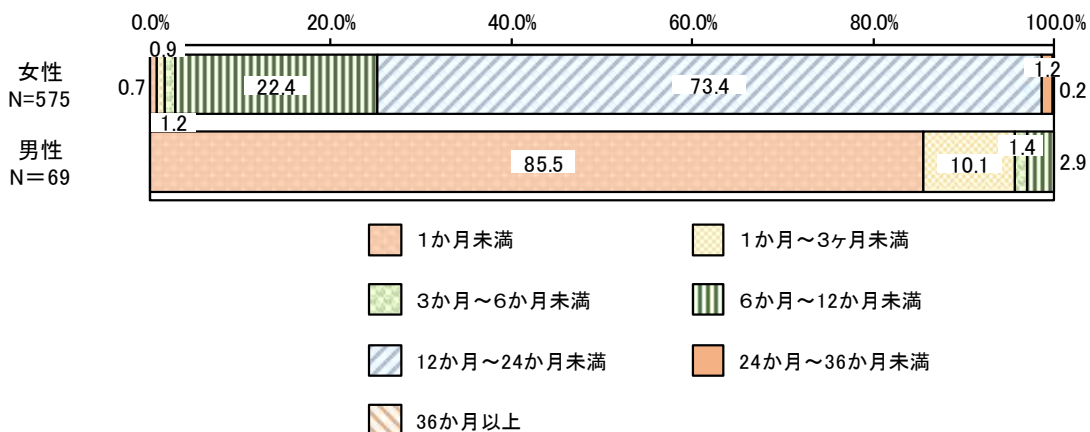
【市内企業における育児休業制度の利用割合について】

女性	男性
97.0%	14.2%

資料：岡山市女性活躍及びワーク・ライフ・バランスに関する調査報告書  
(令和3年度)

注) 令和2年4月1日から令和3年3月31日までの出産のうち育児休業制度を利用した割合。

【市内企業における育児休業制度の利用期間について】



資料：岡山市女性活躍及びワーク・ライフ・バランスに関する調査報告書  
(令和3年度)

注) 令和2年4月1日から令和3年3月31日までに育児休業を終了し、復職した者の育児休業利用期間。

**数値目標** (行政が事業を行ううえで目標とする数値)

数値目標	現状値	目標値
保育所等の待機児童数	31人 (R3.4.1)	0人 (R8.4.1)
放課後児童クラブの入所希望に対する入所児童の割合	78.8% (R3.4.1)	100% (R8.4.1)
市職員のうち男性職員の育児休業取得率	一般職員：27.1% (R2)	50.0% (R7)
	学校教職員：6.6% (R2)	
仕事と家庭の両立支援に取り組んでいる企業の割合	52.1% (R3)	70.6% (R7)

## 成果指標 (男女共同参画社会の進展の度合いを測る目安)

成果指標	定義	現状値
「子どもの世話・教育・しつけ」に夫婦が同程度に取り組んでいる割合	家庭での担当について、「子どもの世話・教育・しつけ」に夫婦が同程度に取り組んでいる割合	32.3 % (R2)
介護経験のある男性の割合	現在または過去において、主として男性が介護している(した)割合	28.7% (R2)
企業の男性の育児休業取得率	企業の男性の育児休業取得率	14.2% (R3)

## 施策の方向性と具体的施策

### (1) 長時間労働の見直しと多様で柔軟な働き方の推進

#### 具体的施策① 企業等の経営者や管理職の意識改革に向けた啓発

ワーク・ライフ・バランスを進めるため、企業等の経営者や管理職の意識改革を促すとともに、働きやすい職場環境の推進について啓発に取り組みます。

主な事業	担当課
企業等における女性活躍やワーク・ライフ・バランスについてのシンポジウム等の開催	女性が輝くまちづくり推進課
管理職を対象とした女性活躍やワーク・ライフ・バランスについての講座の開催	女性が輝くまちづくり推進課

#### 具体的施策② 企業等における働き方改革の促進

長時間労働を前提とした男性中心型労働慣行を是正し、短時間勤務やテレワークなど多様で柔軟な働き方や、子育てや介護などと仕事との両立を支援する休暇制度など、企業等における働き方改革を促進します。

主な事業	担当課
女性が輝く男女共同参画推進事業所の認証	女性が輝くまちづくり推進課
男女共同参画社会の形成の促進に関する取組を積極的に行う事業者の表彰	女性が輝くまちづくり推進課
市内企業の働きやすさへの取組などを紹介した企業情報冊子の作成	産業振興・雇用推進課

### 具体的施策③ 市職員の働き方改革

市職員の時間外勤務削減に向けた取組を行うとともに、仕事と家事、子育て、介護等を両立できる職場環境の整備に努めます。

主な事業	担当課
「ノー残業デー」及び「定時退庁推進月間」の実施	人事課
市職員の年次休暇取得の促進	人事課、教職員課
子育て等を支援するさまざまな制度を紹介する「子育て支援ガイド」の作成及び周知	給与課、人事課
男性市職員の育児休業取得の促進	人事課、給与課 教職員課
市職員の介護休暇取得の促進	人事課、給与課 教職員課
市職員の出産補助休暇・子育て休暇等取得の促進	人事課、給与課 教職員課
市職員の働き方改革をテーマとした研修の実施	人事課（人材育成室）

## (2) 仕事と妊娠・出産・子育て・介護等の両立支援

### 具体的施策① 保育等サービスの充実

保育所・認定こども園などの利用者数の増加に適切に対応するとともに、特別保育（延長保育・一時保育・休日保育・病児保育）の一層の充実を図ります。

主な事業	担当課
保育所・認定こども園の保育士確保による受け入れ態勢の整備と定員の弾力化による受入児童数の拡大	保育・幼児教育課、 就園管理課
特別保育事業の拡大	保育・幼児教育課、 幼保運営課

### 具体的施策② 放課後児童対策の充実

放課後児童クラブの児童数増加への対応、施設改善など一層の質の向上を図ります。

主な事業	担当課
放課後児童クラブの充実	地域子育て支援課

### 具体的施策③ 子育てに関する相談支援体制の充実

福祉事務所での子育て相談の実施や保育所・認定こども園の地域子育て支援センターや児童館の運営、市立幼稚園・認定こども園の施設開放など地域の子育てを支援します。

主な事業	担当課
地域子育て支援拠点事業の充実	地域子育て支援課、幼保運営課
利用者のニーズに即した児童館の運営	地域子育て支援課
子育て広場の充実	地域子育て支援課
市立幼稚園・認定こども園「のびのび親子広場」事業の充実	幼保運営課
ファミリーサポート事業の充実	地域子育て支援課
家事・育児援助を必要とする産前産後の世帯を対象とした子育て支援事業（60歳以上のシルバー世代の支援者による支援の実施）	地域子育て支援課
各福祉事務所での家庭・女性相談員による子育て相談の実施	こども福祉課

### 具体的施策④ 介護に関する相談支援体制の充実

介護負担の軽減を図るため、介護保険事業の情報提供や地域包括支援センターの周知に努め、介護に関する相談・支援に取り組みます。

主な事業	担当課
地域包括支援センターによる介護に関する相談・支援の実施	地域包括ケア推進課

## (3) 子育てや介護など家庭生活への男性の参画促進

### 具体的施策① 男性の家事や子育て、介護への参画の支援・促進

家庭において男性が家事・子育て・介護に参画することを促進するため、各種講座・教室等の開催や啓発に努めます。特に、企業等に対し男性の育児の参画を促進するため、育児休業制度の周知及び取得促進を図ります。

主な事業	担当課
男女が協力して子育て・介護に関わる学習機会の提供や啓発	女性が輝くまちづくり推進課、公民館
男性の家事・育児の参加に関する知識や技術の習得のための研修（子育てパパ・プレパパ応援事業）の実施	地域子育て支援課
家族介護教室の開催	高齢者福祉課
男性従業員の育児休業取得の促進	女性が輝くまちづくり推進課

## 基本目標 8 働く場における女性活躍の推進

働きたい人が性別等にかかわらず能力を十分に発揮することは個人の自己実現につながるものであると同時に、少子高齢化が進行し労働人口の減少が大きな課題となる中、人材の確保のみならず、社会全体の活力の維持・向上のために極めて重要です。

本市における女性の労働力率では、結婚、出産、子育て期である30歳代に低下し、子育てが一段落すると上昇する、いわゆる「M字カーブ」は解消には向かってはいますが、25歳から29歳をピークに女性正規雇用労働者の比率の低下がみられるほか、依然として育児等を理由に離職する女性は多い状態です。

市民意識・実態調査によると、女性が働き続けるために必要なこととして、「配偶者・パートナーの理解と協力」「子育てや家族の介護・看護を支援する公的制度の充実」「企業や組織における仕事と家庭の両立支援制度の整備・充実」が上位に挙げられています。男性の家庭生活への参画促進や、保育サービスの充実等とともに、働く場における女性の活躍や、仕事と家事・育児・介護などとの両立に関する企業等の取組を促進することが重要です。

このため、企業を対象とした啓発事業や男女共同参画を積極的に推進する事業者の顕彰など企業等への働きかけを進めるとともに、これから就職する大学生を対象にワーク・ライフ・バランスを実現しながらキャリア形成していくための意識形成促進の支援に取り組みます。

さらに、働きたい女性が、仕事と子育て・介護等の二者択一を迫られることなく働き続け、その能力を十分に発揮できるよう、キャリア形成や再就職、創業のための支援等、女性の希望に応じた働き方の支援を行います。

推進にあたっては、国、県、企業、教育機関、関係団体、NPOなど、多様な主体による「岡山市女性活躍推進協議会」で情報交換・連携を行いながら、より効果的に女性活躍推進に向けた取組を進めます。

また、性別等を理由とする差別的扱いやパワハラなどの防止策を促進し、誰もが働きやすい職場環境づくりを促進します。

### ～「岡山市女性が輝く男女共同参画推進事業所」認証制度～

女性活躍推進及び仕事と家庭の両立支援など、職場における男女共同参画を推進している市内企業を「岡山市女性が輝く男女共同参画推進事業所」として岡山市長が認証します。

#### \* 認証要件

- ① 推進リーダーを置いていること
- ② 関係法令が遵守され必要な措置が実施されていること
- ③ 育児・介護休業法を超える取組に加え、「女性活躍促進」及び「男女労働者の仕事と家庭の両立支援」に関する積極的な取組が行われていること

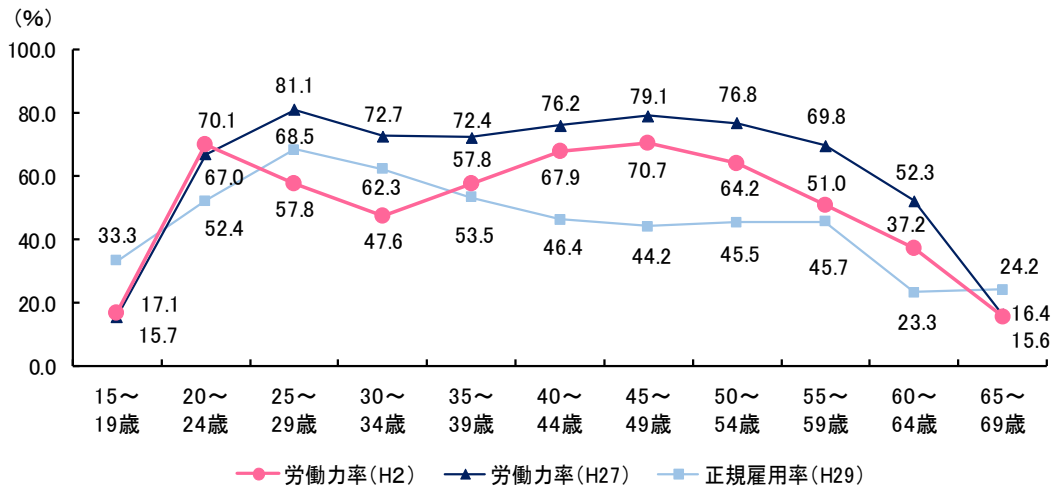
#### \* メリット

- ・ 岡山市のHP や就職面接会などで広くPRが可能
- ・ 岡山市の建設工事入札の格付等級決定時及び総合評価一般競争入札での加点
- ・ 岡山市包括協定締結金融機関による低金利融資制度の利用が可能 など



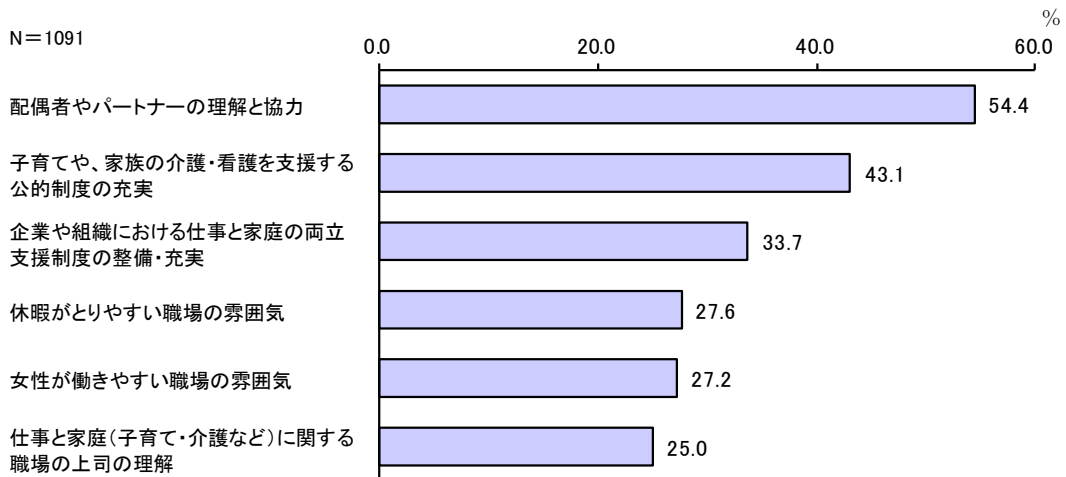
企業イメージアップに！人材確保に！

【女性の労働力率の推移及び正規雇用率（岡山市）】



資料：労働力率：国勢調査（H2、H27）  
 正規雇用率：総務省「就業構造基本調査」（H29）

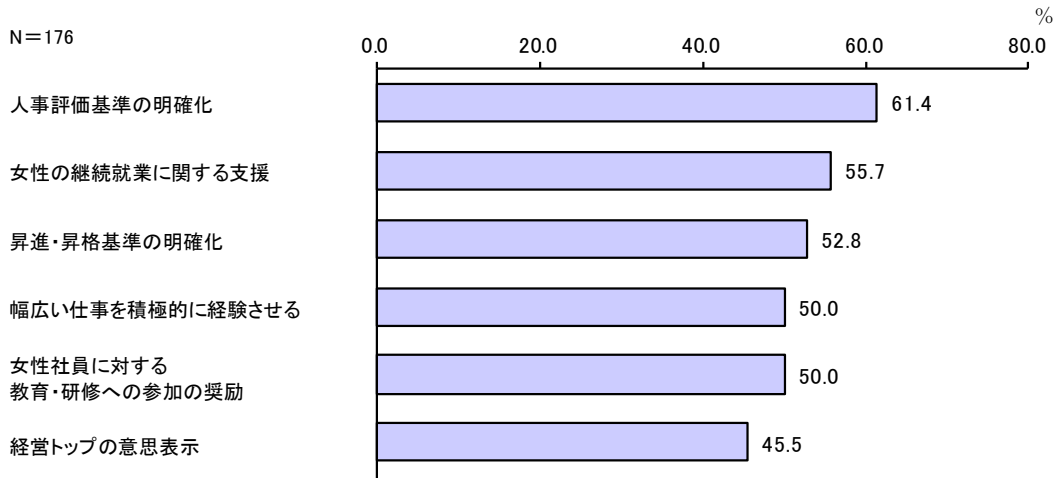
【女性が働き続けるために必要なこと（上位6項目）】



資料：岡山市男女共同参画に関する市民意識・実態調査結果報告書（令和2年度）

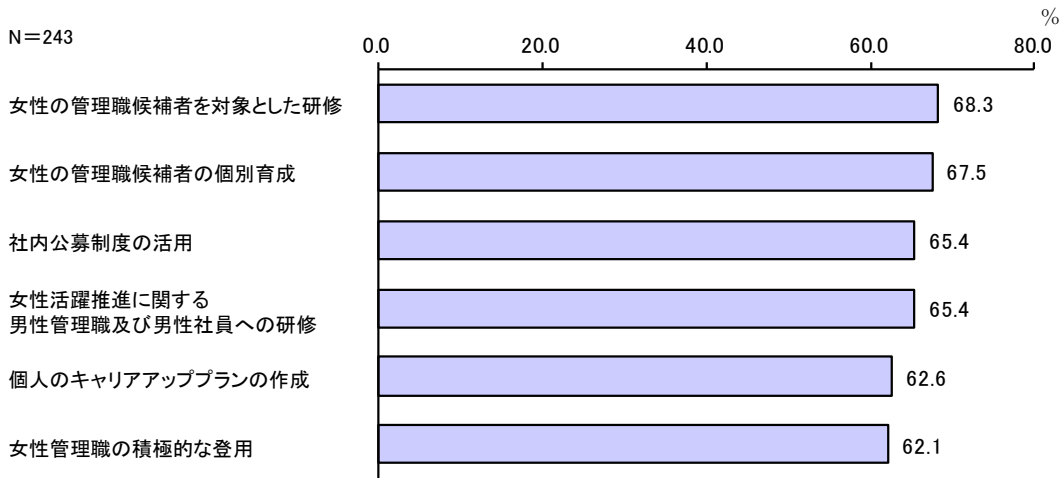


【市内企業の女性活躍推進に向けた取組について（現在取り組んでいる）（上位 6 項目）】



資料：岡山市女性活躍及びワーク・ライフ・バランスに関する調査報告書（令和 3 年度）

【市内企業の女性活躍推進に向けた取組について（今後取り組みたい）（上位 6 項目）】



資料：岡山市女性活躍及びワーク・ライフ・バランスに関する調査報告書（令和 3 年度）

【市内企業における管理職等の女性割合】

	役員女性の割合	課長相当職以上の女性割合	係長相当職以上の女性割合
令和 3 年度	18.4%	10.9%	15.6%
平成 30 年度	16.4%	7.7%	12.7%

資料：岡山市女性活躍及びワーク・ライフ・バランスに関する調査報告書（令和 3 年度）

## 数値目標 (行政が事業を行ううえで目標とする数値)

数値目標	現状値	目標値
岡山市女性が輝く男女共同参画推進事業所の認証件数	31件 (R3.4.1)	70件 (R8.4.1)
市の実施する再就職支援講座受講者のうち就職に向けて活動した人の割合	66.7% (R2)	毎年 80%
市の実施する企業における女性活躍推進、ワーク・ライフ・バランスの啓発講座等の受講者数	330人 (R2)	毎年 500人

## 成果指標 (男女共同参画社会の進展の度合いを測る目安)

成果指標	定義	現状値
女性活躍推進に向けた取組を行っている企業の割合	女性管理職の登用やキャリア形成など女性活躍推進に向けた取組を行っている企業の割合	15.7% (R3)
職場におけるハラスメントへの対応度	職場でのハラスメント対策として、ハラスメントが発生した場合の相談体制や対応マニュアルがある企業の割合	相談体制：74.7% 対応マニュアル：21.8% (R3)

## 施策の方向性と具体的施策

### (1) 女性の希望に応じた働き方の促進

#### 具体的施策① キャリア形成への支援

管理職として必要なスキルや意識の向上を図る講座等を開催し、女性社員の管理職へのキャリア形成を支援します。また、大学生を対象にワーク・ライフ・バランスを実現しながら管理職として能力を発揮しようとする意識形成を支援します。

主な事業	担当課
女性のキャリア形成を支援する講座の開催	女性が輝くまちづくり推進課
大学生のためのキャリア形成応援事業	女性が輝くまちづくり推進課

#### 具体的施策② 再就職への支援

結婚や育児等で離職した女性の再就職に向けた情報提供やセミナーの充実を図ります。

主な事業	担当課
女性の再就職支援セミナーの開催	女性が輝くまちづくり推進課
マザーズハローワーク出張相談事業	産業振興・雇用推進課

### 具体的施策③ 創業への支援

意欲のある起業家を育成するため、女性の創業支援の充実を図ります。

主な事業	担当課
創業に向けての支援	産業政策課

### (2) 誰もが能力を発揮できる職場環境づくりの促進

#### 具体的施策① 企業等における女性活躍促進に向けた啓発

女性活躍を促進するため、ワーク・ライフ・バランスの推進とともに、成長戦略としての女性活躍の必要性について企業等への啓発に取り組みます。

主な事業	担当課
企業等における女性活躍やワーク・ライフ・バランスについてのシンポジウム等の開催（再掲）	女性が輝くまちづくり推進課

#### 具体的施策② 企業等の優れた取組の顕彰及び情報発信

女性活躍推進に積極的に取り組む企業等の顕彰を行うことで、中小企業を含めた地域全体に取組を広げ、意識の醸成を図ります。

主な事業	担当課
女性が輝く男女共同参画推進事業所の認証（再掲）	女性が輝くまちづくり推進課
男女共同参画社会の形成の促進に関する取組を積極的に行う事業者の表彰（再掲）	女性が輝くまちづくり推進課
企業の優れた取組を紹介する情報発信事業	女性が輝くまちづくり推進課

#### 具体的施策③ 企業や関係機関、団体等の連携の強化

企業や教育機関、経済団体、NPO、国や県など多様な主体と連携し、女性活躍推進や働きやすい職場環境づくりを図ります。

主な事業	担当課
女性活躍推進協議会の開催及び運営	女性が輝くまちづくり推進課

#### 具体的施策④ 女性活躍推進法等関係法令や制度の周知

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等や、男女雇用機会均等法等の法令について情報提供を行うとともに、企業等を対象とした講座や研修の機会を紹介するなど周知を図ります。

主な事業	担当課
企業等を対象とした講座等での広報	女性が輝くまちづくり推進課
労働局等関係機関と連携した法令等の周知	女性が輝くまちづくり推進課
公正採用選考人権啓発推進員研修会の開催	人権推進課

### (3) ハラスメント防止対策の推進

#### 具体的施策① 企業等のハラスメントの防止に向けた取組の促進

職場におけるハラスメント（セクハラ等）の防止対策を推進するため、企業等に対する啓発に努めるとともに、市役所や教育の場におけるハラスメント防止対策を進めます。

主な事業	担当課
企業等へのハラスメント研修・出前講座の実施	人権推進課
市職員に対するハラスメント相談の実施	給与課
市の管理職用のハラスメント防止マニュアルの活用	人事課
校園長会等での指導や教職員用のハラスメント防止啓発資料の活用	教職員課
労働局等関係機関と連携した関係法令等の周知	女性が輝くまちづくり推進課、関係課

#### 具体的施策② 市民へのハラスメントの防止啓発

女性が安心して働けるよう、セクハラ・マタハラ\*1等のハラスメントの防止に向けた啓発に取り組みます。

主な事業	担当課
ハラスメント防止に関する啓発	女性が輝くまちづくり推進課、人権推進課
マタハラ等の相談窓口についての案内を「親子手帳」と一緒に配布	健康づくり課

\* 1 マタハラ：マタニティハラスメントの略称。妊娠または出産したこと、産前産後休業または育児休業等の申し出をしたことなどを理由として、解雇その他不利益な取扱いをする、精神的または肉体的な嫌がらせを行うなどの行為。

## 基本目標9 政策・方針決定過程への女性の登用と参画拡大

将来にわたり持続可能な、多様性に富んだ活力ある地域社会を実現するためには、行政、企業、地域など、様々な分野の活動において、男女いずれか一方の性に偏ることなく方針決定の場に参画する機会を確保し、多様な視点からの意見を反映することが重要です。

本市では、附属機関として設置する審議会の委員は、男女いずれの性も委員総数の4割以上となるよう選任することをさんかく条例で定めています。

市の一般職員の女性の管理職割合は5年前と比較すると9.5%から15.0%に上がり、意思決定の場において、多様な視点から活発な議論がなされることにつながり、活力ある職場づくりが次第に進んできてはいますが、さらに、5年後には20.0%をめざして政策の決定過程における男女共同参画を進めていきます。

一方で、岡山市の企業等においては、課長相当職以上に占める女性の割合は伸びてきてはいるものの、まだ1割程度と低い状態であり、経営戦略の視点から女性活躍推進の啓発など、女性の能力発揮のための主体的な積極的取組を企業等に働きかけるとともに、働く女性自身の意識も含め、女性活躍推進に向けた社会全体の意識の醸成を図ります。

また、第4次さんかくプランの評価結果をみると、「単位町内会長の女性の割合」はほぼ横ばいで、「PTA会長の女性の割合」は着実に増加しているものの、いずれもまだ低く、地域の活動の方針決定に参画できる女性の割合を増やしていくことが必要です。

女性の参画が少ない地域活動や農林水産業など、様々な分野における方針決定の場への女性の参画を促進するため、固定的な性別役割分担意識の解消をはじめとした啓発や関係者等と連携した取組を進めます。

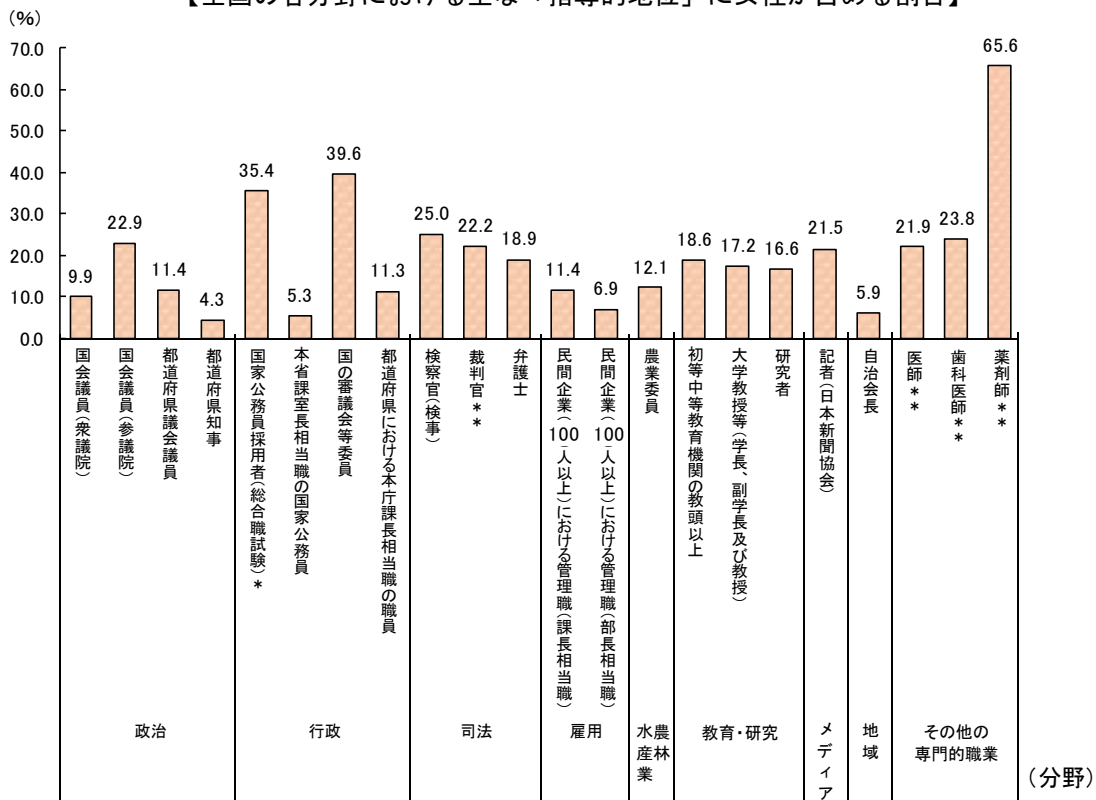
【岡山市の政策や方針決定過程への女性の参画状況】

単位：%

		平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年
市職員のうち課長級 (校長級)以上に占 める女性職員の割合	一般 職員	5.7	6.9	6.5	8.4	9.5	10.6	11.6	12.7	13.8	15.0
	学 校 教職員	-	-	-	-	-	22.7	22.7	17.2	18.0	21.1
市の審議会の女性委員の割 合		40.3	40.3	41.3	42.1	41.5	41.9	42.8	43.0	42.7	43.4
単位町内会長に占める女性 の割合		4.2	4.3	4.7	6.1	5.2	5.7	6.3	7.5	7.4	6.9
P T A会長に占める女性の 割合		4.0	8.7	11.1	11.1	9.5	9.5	15.9	15.9	23.0	26.2

資料：岡山市

【全国の各分野における主な「指導的地位」に女性が占める割合】



資料：「令和2年版 男女共同参画白書」

(内閣府「女性の政策・方針決定参画状況調べ」(令和元年度)より一部情報更新) 原則として平成31年/令和元年度値。ただし、\*は令和2年度値、\*\*は平成30年度値。なお、「国家公務員採用者(総合職試験)」は、直接的に指導的地位を示す指標ではないが、将来的に指導的地位に就く可能性が高いもの。

### ～政治分野における女性の参画拡大～

政治分野における女性の参画拡大は、政治に民意を反映させる観点から極めて重要です。しかしながら、日本では、有権者の51.7%が女性であるにもかかわらず、衆議院議員に占める女性の割合が10.2%、参議院議員に占める女性の割合が23.1%となっています(2021年8月現在)。他国の状況を見ると、フランス39.5%、イギリス34.0%、ドイツ31.5%、アメリカ27.4%(2021年6月現在)となっており、日本の現状は国際的に見て非常に遅れたものとなっています。

日本で政治分野の女性参画が遅れている要因として、立候補や議員活動と家庭生活との両立困難や人材育成の機会の不足、候補者や政治家に対するハラスメントが指摘されています。

こうした中、2018年5月に「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が成立し、基本原則として男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指すこと等を定め、政党は男女の候補者数の目標設定に努めるものとされました。女性議員割合が高い国では、性別を基準に女性又は両性の比率を割り当てるクオータ制を導入している国・地域もあります。

政治分野における男女共同参画を一層推進するため、2021年6月に法律が改正され、国及び地方公共団体は、セクハラ・マタハラへの対応を始めとする環境整備等の施策を強化するとともに、政党は、候補者の選定方法の改善、候補者となるにふさわしい人材の育成、セクハラ・マタハラ等への対策等にも自主的に取り組むよう努めるものとなっています。

**数値目標** (行政が事業を行ううえで目標とする数値)

数値目標	現状値	目標値
市内企業における管理職（課長相当職以上）に占める女性の割合	10.9% (R3)	15.0% (R7)
市職員のうち課長級（校長級）以上に占める女性職員の割合	一般職員：13.8% <sup>※</sup> (R2.4.1)	20.0% <sup>※</sup> (R8.4.1)
	学校教職員：18.0% <sup>※</sup> (R2.4.1 校長級)	

※【岡山市特定事業主行動計画(R3.4.1)】より

**成果指標** (男女共同参画社会の進展の度合いを測る目安)

成果指標	定義	現状値
単位町内会長の女性の割合	単位町内会長に占める女性の割合	6.9% (R3)
P T A会長の女性の割合	市内の小学校・中学校のP T A会長に占める女性の割合	26.2% (R3)

**施策の方向性と具体的施策****(1) 行政分野における女性の登用と参画拡大****具体的施策① 審議会等における積極的改善措置**

市の附属機関\*1として設置されている審議会において、男女いずれの性の委員の数も、その委員総数の40%以上となるよう選任し、多様な意見を審議や調査に反映させます。また、附属機関以外の協議会等については、委員の登用状況を把握し、登用促進を働きかけます。

主な事業	担当課
審議会等の設置並びに運営状況の調査の実施	行政改革推進室、女性が輝くまちづくり推進課
さんかく条例に基づいた、審議会等における積極的改善措置の実施	女性が輝くまちづくり推進課、関係課

**具体的施策② 女性の市職員の管理職への登用**

積極的に女性の職域を拡大し、キャリア形成と人材育成に取り組み、職員一人ひとりの能力や実績に応じた管理職への登用を推進します。

主な事業	担当課
女性職員の職域・職務の拡大	人事課
能力・実績主義に基づいた女性職員の管理職への登用	人事課、教職員課
キャリア形成支援研修の実施	人事課（人材育成室）

\*1 附属機関：法律または条例の定めるところにより設置する審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問または調査を行う機関。

## (2) 企業や各種団体等における女性の参画拡大

### 具体的施策① 企業等における女性の管理職等への登用の促進

女性活躍が進むことは、企業価値を高め業績の向上につながることを企業等に働きかけ、女性の管理職等への登用の促進を図ります。

主な事業	担当課
企業等における女性活躍やワーク・ライフ・バランスについてのシンポジウム等の開催（再掲）	女性が輝くまちづくり推進課
管理職を対象とした講座の開催（再掲）	女性が輝くまちづくり推進課

### 具体的施策② 農林水産業における女性の参画促進

農業委員等への女性の登用を進めるとともに、関係機関と連携して、農業施策に女性の意思が反映されるよう努めます。

主な事業	担当課
女性農業者団体への支援	農林水産課
家族経営協定*1 締結の啓発・支援	農林水産課
女性の認定農業者の育成	農林水産課
農業委員会活動への女性の参画	農業委員会事務局

### 具体的施策③ 自治組織、PTA等地域活動における女性の参画促進

自治組織、PTA等地域活動において、方針決定過程への女性の参画の促進に努めます。

主な事業	担当課
地域活動等の施策の中への男女共同参画意識の浸透の促進	市民協働企画総務課
自治組織等への方針決定過程への女性の参画の働きかけ	女性が輝くまちづくり推進課

\* 1 家族経営協定：家族農業経営にたずさわる各世帯員が、意欲とやりがいを持って経営に参画できる魅力的な農業経営をめざし、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき、取り決めるもの。